

令和 2 年 1 月 定例教育委員会 会議録

◇開 会	令和 2 年 1 月 2 7 日 (月) 午前 9 時 3 0 分
◇閉 会	令和 2 年 1 月 2 7 日 (月) 午後 0 時 2 3 分
◇会 場	丹波市健康センター ミルネ 2 F 「会議室 2」
◇出席者	教育委員会
	・教育長 岸 田 隆 博
	・教育長職務代理者 深 田 俊 郎
	・教育委員 中 村 美 穂
	・教育委員 横 山 真 弓
	・教育委員 出 町 慎
	・教育部長 藤 原 泰 志
	・教育部次長兼学校教育課長 足 立 正 徳
	・学事課長 前 川 孝 之
	・子育て支援課長 上 田 貴 子
	・文化財課長兼美術館副館長 兼中央図書館副館長 長 奥 喜 和
	・教育総務課長 足 立 勲
	・学校教育課副課長 足 立 和 宏
	・教育総務課庶務係長 芦 田 将 司
	まちづくり部
	・市民活動課長 井 尻 宏 幸
	・人権啓発センター所長 宇 瀧 広 子
	・文化・スポーツ課長 高 見 智 幸
	・文化・スポーツ課文化芸術係長 長 井 誠

(岸田教育長)	ただいまから 1 月の定例教育委員会を開催いたします。 会の進行上、発言の際には必ず氏名を名乗ってから発言していただきますようお願いをいたします。
日程第 1	前回会議録の承認
(岸田教育長)	日程第 1、前回会議録の承認についてですが、1 2 月 2 5 日の定例教育委員会会議録の承認は、深田教育長職務代理者と横山委員にお願いをいたしました。
日程第 2	会議録署名委員の指名
(岸田教育長)	日程第 2、本日の会議録の署名は、中村委員と出町委員にお願いをいたします。
日程第 3	報告事項
(岸田教育長)	(1) 教育長報告 日程第 3、報告事項に入ります。(1) 教育長報告について報告をいたします。1 ページの行動報告をご覧ください。 1 2 月 2 7 日には、仕事納め式を行い、1 年を締めくくったところでございます。各自、しっかりと英気を養っていただきまして、1 月 6 日には全員揃って仕事始め式を行い、令和 2 年のスタートを切りました。 1 月 9 日には、市島地域の保護者と統合に関する意見交換会を行いました。

た。出席者は約70名でしたが、概ね次の協議の場を設けることについて、肯定的な御意見をいただいたところでございます。これからは、自治振興会長会等と協議を行いながら、今後の方向性を決めていきたいと考えております。12日には、丹波市成人式が行われ、新成人723人のうち式典出席者は555人でしたけれども、大人の仲間入りを果たしたところでございます。

15日には、丹波篠山市在住で春日町栢野の出身の金出武雄氏と市長との面談を行いました。金出氏は、1945年（昭和20年）生まれの74歳で、コンピュータービジョンとかロボット工学を専門とする先生で、顔認証システムとか自動運転等の研究をされている方です。現在は、篠山市に在住ですけれども、アメリカのカーネギーメロン大学の教授、あるいは京都大学高等研究所特任教授等、幅広く活躍をされております。この金出先生に丹波市の行政教育アドバイザーに御就任いただいて、さらなる丹波市の発展を目指していきたいと考え、今、調整を図っているところでございます。

23日には、第9回山南地域市立中学校統合準備委員会を開催し、学校名の検討、それから新校舎の基本計画案について協議をいただきました。新聞でも載っていましたので、御存じだと思いますが、学校名につきましては、漢字で「山南中学校」が校名案に決定いたしました。今後は、教育委員会での議決をいただいたり、あるいは条例改正をして、また議会で承認を受けたりして、可決いただければ、山南中学校が校名となります。また、新校舎の基本計画案につきましては、校舎の配置とか、あるいは教室数の必要数、ランチルームなどの了解を得ることができました。また、プールについては、整備しないことについても了解を得たところでございます。ただ、駐車場が少ないという意見が多く出ましたので、若干基本計画を見直して、部会員に説明する予定にしております。なお、今後は基本計画、実施設計を行うに当たり、当初予算に予算を計上し、進めてまいりたいと考えております。

24日には、東小学校に来ておりますオーストラリアの留学生14名の表敬訪問がありました。みんな明るく、今年は日本語が上手な子どもが多くいたように思います。報告は以上でございます。

ただいまの教育長報告につきまして、何か御質問、御意見がありましたらお願いをいたします。よろしいですか。

それでは、特に質問がありませんので、教育長報告を終わります。

（2）寄附採納報告

（岸田教育長）

続きまして、（2）寄附採納報告についてお願いをいたします。
足立教育総務課長。

（足立教育総務課長）

教育総務課長、足立です。今回の寄附採納報告は1件です。資料は6ページをご覧ください。大路小学校に対しまして、JAバンク兵庫様からドジョウ飼育セットほかの寄附申し出があり、これをありがたく採納することといたしましたので、御報告申し上げます。以上です。

（岸田教育長）

ただいまの報告につきまして、何か御質問ありませんでしょうか。
それでは、寄附採納報告を終わります。

（3）行事共催・後援等報告

（岸田教育長）

続きまして、（3）行事共催・後援等の報告について、お願いします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。行事共催・後援等の報告につきましては、資料の7ページに掲載しておりますとおり、映画「二宮金次郎」上映会を初め、全部で7件です。今回の報告につきましては、すべてが後援の依頼で、初めての後援依頼はありません。それぞれ丹波市教育委員会後援等名義使用許可に関する要綱に基づき、許可条件に適合し、特に問題がないため専決処分により許可をしたもので報告させていただきます。

(岸田教育長)

ただいまの報告につきまして、何か御質問ありませんでしょうか。質問がないようですので、行事共催・後援等の報告を終わります。

(4) 自治協議会のあり方懇話会の報告について

(岸田教育長)

続きまして、(4)自治協議会のあり方懇話会の報告について、お願いをいたします。

井尻市民活動課長。

(井尻市民活動課長)

失礼します。市民活動課長の井尻でございます。昨年度から1年半にわたりまして、高齢化が伴う人口減少社会において、将来の自分達の暮らしを守るにはどうすればよいか、地域組織のあり方を未来指向で考える自治協議会のあり方懇話会で協議いただきました。

住民自治のあり方は、予測困難な時代に社会人として生きる子ども達を育む環境とも重なり、これより必要とされる学校・家庭・地域のつながりや、地域に誇りを持ち、自分達の未来をつくる人づくり、そして、学びの成果をまちづくりに生かすことができる「まなびの里の実現」など、教育施策を推進していくためにも重なる大切な内容でありますので、その概要について御報告をさせていただきます。

資料といたしましては、素案と参考資料を提出させていただいております。参考資料には、委員名簿を初め、協議の経過、今後、地域で検討をさせていただく際に参考となる資料等を掲載しております。少しはしょった説明になりますが、報告書等に基づいて説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

まず、1ページをご覧ください。

1、懇話会の進め方、(1)懇話会の目的というところで、何のために懇話会を開いたかということを書いております。この真ん中あたりに、「住み慣れた地域で住み続けるという市民の願いを実現するには、自治会をはじめ、個人や多様な団体が参画する住民自治組織、いわゆる自治協議会のことですけれども、住民自治組織による自主的な地域課題解決能力の向上が不可欠」と、そして、本懇話会では、そうした視点に立って、少し飛びますけれども、「自治協議会に多くの人に関わり、将来にわたって地域課題解決能力の向上を図るためにはどうすればよいか」と、このようなことを検討するために懇話会を設置したということを書いております。2つのことを提案する必要があるということで、懇話会の設置をしております、どういうことを提案することが目的であったかということを書いております。

特に重要であるのは、一つ目の所で、①の所で、「自治協議会の役割の合意形成を図るための考え方の提案」という所が大きな目的でございます。一つ目のボツ、1行目の終わりあたりですが、「課題の根底にあるのは、自治協議会がそもそものような性格で、どのような役割を担う組織なのか、どのような活動をする組織なのかなどについて、広く市民に浸透して

いなかった」。また、二つ目のポツですけれども、行政においても「自治会長会や自治協議会、その他の住民自治組織の性格や役割の違いを十分に認識しないまま、相手先として使い分け相談している状況があった」。これを踏まえまして、三つ目のポツ、「自治協議会の役割等に対する共通認識、合意形成を図ることが出発点との認識に立ち、その合意形成を図るための考え方を整理することが、懇話会の第一の目的」として示しているところであります。

あと、②では、人任せにしない参画と協働のある地域組織であるための検討と提案を、(2)のところで、その検討の進め方などを、書いております。

4ページをご覧ください。「丹波市における自治協議会の経緯等」ということで、自治協議会のあり方を考える上で、そもそも丹波市の自治協議会がどのような設立の経緯をたどったかということを押さえておく必要があるということで書いております。(1)の所では、「丹波市における自治協議会設立の経緯」というタイトルで、地域ごとに自治会長会や小学校単位での自治組織があったとか、なかったとか、状況整理を記しております。その上で、①で、もともと地域で自立的に地域自治組織が形成されていた地域がどうであったか、あとは、②では、最初はできていなかったけれども、行政が後押しして地域自治組織を形成させてきた地域はどうだったかというようなことを書いております。

それから、(2)では、「自治協議会設立時の社会背景」ということで、自治協議会を順次立ち上がってきた、その時の社会背景はどういうものであったかということを押さえておこうということで、4ページの所から書いております。

5ページの①から④、「阪神・淡路大震災におけるまちづくり協議会の活動」までの所がこの背景となっていて、こういった背景の中で、丹波市の自治協議会も元より設立されたものがあったり、行政が後押しして設立したものがあったり、経緯があるところを記しておるところであります。

6ページの(3)「自治基本条例における自治協議会制度の考え方」というところで、自治基本条例で定めてきたその考え方を記しております。一番下のポツの所ですが、「長い慣習の中で基礎的な住民自治組織として市民の間に認められていた自治会がある中で、小学校区を基礎的なエリアとして、すべての個人と団体を構成員とする長期的な展望を描いて、民主的に活動する自治協議会を市民の間に浸透させ、定着させるために、条例の中にきちっと自治協議会が書き込まれた」ということを書いております。

そういう協議がある中で7ページ、②のところですが、「自治基本条例が想定した自治協議会の性格、役割及び活動」として、基本条例12条、住民自治組織の逐条解説を挙げております。ここでは、自治協議会が公共的地域自治組織に位置づけられることを確認するために記載させていただいております。自治会を初めとする地域の主要な団体、個人が参画することが地域代表制の根拠として自治協議会に求められる姿、期待、責任を示しているところでもあります。

9ページからは、今の「自治協議会の現状と課題」ということで、(1)では、「自治協議会の現状」としましては、役員構成であるとか、組織体制、課題、活動内容、地域づくり計画の内容、財源、活動拠点の状況、地域コミュニティ活動推進員をされているグループ体制、そういったことの現状の課題をここに挙げております。

それから、10ページからは、(2)からは、「自治協議会の役割等に対する現状認識」として、①では、「自治協議会役員の認識」、②で「市民の認識」、③で「行政職員の認識」、それぞれどのように認識している

かということを書いております。

それから、12ページの(3)では、「現状における自治協議会の課題」ということで、①では「自治協議会の役割等に対する合意形成」が十分でないとか、②の「組織的、体制的課題」では、若者や女性の意見がなかなか反映できていない、あるいは、事業や会議が非常に多くなってきていて、手いっぱいになっている、みんなで話し合っただけで事業の見直しをすることが必要であるというようなこと、それから13ページでは、「事務局体制」の連絡が弱いというようなこと、それから、③では、「人材にかかわる課題」、④では、財政的な基盤が弱いという課題、こういったことをここに書いております。

次に、15ページからは、4、「他の類似の自治協議会制度」ということで、丹波市の自治協議会制度と同様の地域自治組織の中から参考になる事例ということで、小規模多機能自治、いわゆる「雲南市の地域自主組織制度」、16ページでは、「宝塚のまちづくり協議会制度」、17ページでは「朝来市の自治協議会制度」、「三田市のまちづくり協議会制度」と、懇話会に並行して取り組んだ講義を行った、研究会等で情報を持った丹波市の参考となる制度を紹介をというところであります。

次、19ページ以降は、丹波市におけるこれからの自治協議会のあり方を示していこうということで、(1)では、丹波市の「地域の将来像」を押さえ、人口が、年齢構成が将来どうなる、その上で20ページ、②の「地域の具体的な将来像」、これは、こうなったらいいなという姿であります。将来の丹波市の姿をここに記しております。そして、(2)では、これからの自治協議会を考えるに当たって参考となる自治協議会のそもそもの性格的なものを分けたときに、どういう類型が考えられるかということを書いてあります。今のところ、大きく分けて3種類が考えられるのではということで、「統合型」「補完型」「支援型」の類型についての解説と、それぞれの類型を共有するとともに、参考となるイメージ図を示してあります。

今の自分達の地域の自治協議会がどういう機能を持っているか確認して、それから、地域の意識をどういう格好や機能を持って取り組んだらいいのか、合意形成を図る際の有効な考え方、あるいは、行政が協働する際に支援の方法を考える取組として役員をさせられるのではないかと、主にその三つの類型を考えるということを示しております。

21ページですが、(3)「地域の将来像に相応しい自治協議会のあり方」、ここからは、これからもっと先の将来も含めまして、自治協議会がそもそもどんな組織であることが望ましいのかということを書いてあります。

その中の①として、22ページですけれども、最初に押さえておきたいというのは、「地域ごとの自治協議会のあり方の多様性」というところでございます。この項目の真ん中あたり、「つまり」というあたりからですけれども、「地域自治について、地域の歩んできた歴史が異なり、自治会などの既存の地縁組織の脆弱度も異なり、自治協議会に期待する役割や性格なども異なることから、目指すべき自治協議会のあり方も当然様々である」と考えてあります。

この後というのは、この報告書が展開する内容のことですけれども、懇話会が考える自治協議会の望ましい性格、役割、行政や自治会との関係、活動内容、組織、財源などを決めていく取組ですけれども、それぞれの地域は、決してこれに縛られるものではなく、この内容を参考に、それぞれの自治協議会で議論をしっかりと重ね、地域に相応しい自治協議会のあり方を模索することが最も重要である」と、そういう意味で、懇話会がこうあったらいいのではないかとということを展開議論した結果を述べる程度も、

基本的にはそれぞれの自治協議会は、皆、歩んできた道も違うので、あるいは、課題もいろいろあるので、基本的にはそれぞれのところで最もふさわしいものは何かということをよく考えてくださいということをお最初に押さえております。

その上で、②「自治協議会の性格・役割等」というものをどう考えるかということで、その2段落目、「まず」と書いているところですけども、まず、自治基本条例がその3つの類型、3つの類型というのは、先ほど申し上げました「統合型」「補完型」「支援型」のことですけれども、「3つの類型の内、どれを想定いただくのかについては、自治基本条例では、自治会独自の存在と活動を明記していることから、懇話会の想定としましては、「統合型」ではなく、「補完型」または「支援型」を考えていたのではないかなというように書いております。

そして、次のページ、23ページの冒頭ですけども、「自治会の運営がますます厳しくなってくれば、地域課題の解決は自治協議会に頼る部分が大きくなってくる。従来自治会が行っていた活動も自治協議会が行わざるを得なくなる。そうなれば、自治会のできない活動を自治協議会が補完するという「補完型」の側面が当面はさらに強くなり、最終的には自治会独自の活動が展開できなくなる可能性があるため、「統合型」を目指していくという流れが望ましいと考えておりますが、自治協議会のあり方は多様であり、懇話会としては、「当面は補完型で、その性格を徐々に大きくして、最終的には統合型に発展することが望ましい」と考えています。しかしながら、「それぞれの地域で自治協議会に期待する役割、将来の向かうべき性格を十分に議論し、その結果を合意形成することが何よりも重要である」ということで、行くべき方向といえますか、自分達で決めていただく方向についてしっかり考えていただきたいということを書いております。

そこから、③の「行政と自治協議会の関係」の所ですけども、ここではいろいろ自治会のことも出てきます。23ページの下から2段目ですけども、「こうした自治基本条例上における自治協議会の位置づけを見る限り、すべての住民を構成員とする公共性の非常に強い団体は自治協議会において他にはなく、行政が市民の代表としての組織と協働を考えると、自治協議会が最も相応しい団体である」、少し飛んで、「しかし、こうした行政の認識がすべての施策で統一されているかということ、必ずしもそうでない場面も見られる。例えば、行政が多くの附属機関を設置し、その構成員の中に地域代表を依頼する場合、自治協議会ではなく丹波市自治会長会に依頼し、自治会長会の代表に参画してもらっている場合が多い」と書いております。

それから、24ページの3行目ですけども、「このように行政と自治協議会の関係は、自治基本条例が想定しているものと現実とはずれが生じている部分もあり、市の最高規範である自治基本条例が想定している関係性に改善していく必要がある」ということで、自治基本条例に想定している関係性に改めていく必要がある」という認識をここで書いております。

それから、次の次の段ですけども、これまでは本来自治協議会が果たさなければならない役割を長年にわたり自治会長会に担っていただいております。そうした体制の中で、丹波市の住民自治や行政と市民の協働などが進められてきた経緯があることも踏まえ、関係性の見直しには十分に時間をかけて議論を積み重ね、合意形成を図っていくことが大切であるとなっております。

「また、自治協議会が行政と対等な協働のパートナーとしての代表性を持っていくためには、自治協議会の全市組織としての一定の見直しが必要ではないか」ということ、前述の附属機関での委員の選出や重要施策・重

要事業の協議などの場面で、代表性を担保できる全市的な視点からの組織体制」、協議は何かというようなことを書いております。

つまり、自治協議会を本来のパートナーにしようと思っても、25の全組織を代表する会長さん、代表の方がいらっしゃらない、旧町域での代表といったものもないと。今の自治会長会のように、いろいろ御相談をしたり協議をしたりというような関係が今のところ難しい。やろうと思っても、こういうような体制は、地域単位はなかなか難しいというようなことを書いております。そうするためには、やはり十分時間をかけて、十分にそれを積み重ねて、合意形成を図っていかないといけないということをここに注記しております。

そして、24ページの④、「自治会と自治協議会の関係」の所では、条例に定める地域組織の関係を確認していて、下から5行目ですけれども、「こうした条例上に示されている関係性を基本にしたうえで、懇話会として今後の両者の関係については概ね次のようなことになるのではないかと考えています。それは、一つには自治協議会のあり方の3類型で示したもののうち、それぞれの自治協議会がどの類型を選択して取り込もうとするかにより、自治会と自治協議会の関係性は変わってくる」というようなことを言っております。

それから、25ページの、7行目ですけれども、「こうした両者の関係、役割分担を明確にしておくためには、それぞれの自治協議会が目指す類型を自治会も含めて地域団体、地域住民が十分に認識し、合意しておくことが重要である」という考え方を示しております。

それから、⑤で「自治協議会の活動内容」についてあるべき姿をここから書いております。この中で書いているのは、自治協の「役員の担い手不足にもかかわらず、オーバーワーク気味になっていることが否めない」というもの、それを解消しようと思うと、「今、実施している事業をすべて洗い出し、継続していくかどうかという棚卸の作業が重要である」と書いております。

その上で、26ページの冒頭の所、エの所ですが、新しい事業は、「楽しい」ということを大切にし、これまで自治協議会の活動に参画していないような若者や女性に発想・企画してもらうように配慮し、事業の執行を任せてしまう」ということが重要であると示しております。さらに、⑥「組織のあり方」としては、役員はどうあるべきか、事業実施の体制はどうあるべきか、そして、27ページ、事務局の体制はどうあるべきか、それから、意思決定や情報共有はどうあるべきかを書いております。

28ページには、「財源」ということで、自治協の財源としては、やはり会計が一番重要であるというようなこと、そして、公共的事業に取り組むために必要な補助金の各使い方、それから、これからはいろいろ地域ビジネスのような収入を稼いでいかないといけない、そういった長期的な視点、持続可能な活動はどういうものかということ、そのあり方を書いております。ここまでが報告書ということでありまして、自治会協議会に望ましい姿について、活動や組織のあり方など、多岐にわたりまして、知見を重ねてきた結果を取りまとめたものでありますので、最後に「おわりに」として、「懇話会が示した望ましい自治協議会のあり方を念頭に置きながら、それぞれの自治協議会で自分たちの自治協議会の現状や課題を見つめ直し、それぞれの地域に相応しい今後のあり方について真摯に議論し、合意形成を図ること」が大切であると、再度、合意形成の重要性をうたっています。

そして、「その作業は時間を要するかもしれないが、地域づくりの活動を『みんなで楽しく』取り組み、未来の子どもたちに誇れるふるさとを伝えていけるよう、議論を始めなければならない」ということを、もう一度、

最後に言って、それぞれに地域で考えていただきたいという締め方をしています。これは、何かこの報告書によりまして、各自治協議会がこうあらねばならないということを縛るものであったり、あるいは、行政と自治協の関係であったり、行政と自治会との関係を何らか一定の縛るものではなくて、これからの将来の地域を、自治協とともにそれぞれ考えていく上で、地域の検討の契機にさせていただきたいというものとして、資料として役立てていただくものとしての提案として示しているものでございます。

報告書の中にもありましたが、市と自治会長会との関係とか、市と自治協議会との関係というもの、すぐにどうこうできないとは思いますが、大事なことは、次の10年、20年を考えた時に、人口減少や少子化、高齢化という悲観的な言葉ではなくて、減少する人口に合わせたまちづくりを進めるためには、新しい所にどうやって変えていくのかということ、行政は地域とともにしっかりと取り組んでいかなければならないということを考えております。多様性を大切にしながら、いろいろな考えやいろいろな立場の人達と一緒にやろうという流れになっていっておりますが、それは非常に大切なこと、大事なことですけれど、一方、多様な意見や立場の人々がどうやって話し合えばよいのか、どうやって合意に達することができるのかという方法、仕組みが十分でない、結果として何も進まないというような状況になることも危惧するところであります。

まずは、懇話会の報告内容を基に、自治会長会、自治協議会、そして行政が顔を合わせて、丹波市の将来の暮らしを守っていくにはどうすればよいか相談する機会を持たせていただきたいというように思っております。また、各地域で取り組まれる合意形成や協働のプロセス等の支援については、これを担当できる支援員、組織であります市民活動センターの機能やノウハウを生かしていきたいと考えております。長くなりましたが、以上で報告を終わらせていただきます。

(岸田教育長)

ただいまの報告につきまして、何か御意見、御質問がありましたらお願いいたします。何かありませんでしょうか。

中村委員。

(中村委員)

教育委員の中村です。11ページに「市民の認識」というところがありますけれども、こちらで、認識、活動がどのようなものであるか知っている人は少ないと書いてありますけれども、この報告書を読むと、わかる気がしますけれども、この報告書は、協議会の中だけの報告書なのか、それを皆さんに提示するようなものなのか、教えていただきたいです。

(岸田教育長)

井尻市民活動課長。

(井尻市民活動課長)

市民活動課長、井尻です。懇話会の開催を変更しまして、参考資料のほうにもつけているのですけれども、様々な同時並行した協議の内容があります。参考資料でいいますと、4ページ、5ページにも解説があつて、自治協議会でありますとか自治会長会、それと、それぞれ関係、地域貢献等を考えている福祉団体の方々も含めまして、情報提供させていただいて、貴重な御意見を一旦こちらで持ちながらやっています。これからは、この報告書を作っただけで終わってはいけないので、この内容を基に、先ほども申し上げましたけれども、まずは最初に自治会長会、自治協議会の代表の方、そして行政と顔を合わせて、しっかりと話をさせていただいて、これをどうするかということで、各地域にそれを広めていただくための手立ての資料として使いたいと思っております。以上でございます。

(岸田教育長)

よろしいですか。他にありませんでしょうか。
質問がなければ、終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。
それでは、自治協議会のあり方懇話会の報告についてを終わります。

日程第 4

協議事項

(1) 丹波市文化芸術推進基本計画の策定について

(岸田教育長)

それでは、日程第 4、協議事項に入ります。(1) 丹波市文化芸術推進基本計画の策定について、お願いいたします。
高見文化・スポーツ課長。

(高見文化・スポーツ課長)

文化・スポーツ課長の高見です。それでは、丹波市の文化芸術推進基本計画につきまして、御説明させていただきます。

昨年、9月24日に定例教育委員会で一度、御説明をさせていただきましたが、本日は、その後、市議会の総務文教常任委員協議会におきまして御意見をいただいたものの修正箇所、そして、本計画の根幹となる部分を併せて御説明をさせていただきたいと思っております。

丹波市におきましては、現在、文化財や市の芸術に関する計画がなく、兵庫県下でも7番目の計画策定となります。そこで、第2次丹波市総合計画の施策目標でございます「地域の文化芸術を守り、育て、生かそう」の目標をさらに明確にするために、また、丹波市教育振興基本計画の個別計画として、文化芸術の推進に関する具体的な方向性を示す10年間の丹波市文化芸術推進基本計画を策定しております。

本計画は、昨年度から文化芸術推進審議会を設置しまして、2カ年をかけて計画案を策定したというところでございます。それでは、20ページをご覧ください。

このページは、丹波市で様々な文化芸術活動をされておりますが、その中でも、上段が「文化財等」と、そして、下段が「地域における文化芸術」というように記載をしております。議会の委員会での御意見で、地域の祭りをできる限り載せるようにという御意見を頂戴しましたので、網掛けの部分を追加させていただいたというところでございます。

まず、このページの上の欄の枠の「文化財等」につきましては、現在、文化財に指定されております地域の祭りをすべて掲載させていただき、また、下側の「地域における文化芸術」につきましては、文化財に指定されていない地域の祭りを旧町域で、概ね一つずつ選定をさせていただき、掲載をしているというところでございます。

なお、この地域における文化芸術につきましては、次の三つの要件、基準で掲載をさせていただいております。一つには、伝統文化の継承として、概ね踊りや所作が伝統文化の要素を備えているかどうか。二つには、祭りの規模が概ね旧町域での祭りかどうか。三つには、先ほど申し上げましたように、旧町域で概ね一つということを目安に掲載をさせていただいているというところでございます。あくまで文化芸術の計画であるということ念頭に置いた場合、地域の様々な形態の祭りすべてを掲載するということではできませんので、このような基準での掲載をさせていただいております。

次に、少し飛びまして、37ページをご覧ください。37ページでございます。根幹となる部分につきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

丹波市におけます文化芸術の推進のために基本理念としまして、「多様な文化芸術を活かした次世代の人づくり・まちづくり」としております。

その下段には、スキームとして、その説明を記載しております。このスキームを作成したのは、文化芸術というだけで、何か難しいのではないかと、どのような効果があるのか、どのように次世代につないでいくのかなど、言葉では表現しにくい部分がありましたので、このようなスキームを作成してみました。このスキームの御説明をさせていただきますと、スキームのほうをごらんください。

丹波市の身近にある文化芸術は一朝一夕にできたものではなく、私たちの先人が長い歴史や暮らしの中で育み、現在に引き継がれております。一般に文化芸術には、感性や想像力を育む力があります。私たちには、この文化芸術をさらに発展させ、次世代へ引き継いでいく責務があります。本計画における「文化芸術」という言葉は、中央の丸の下に記載しておりますように、小さい字でございますけれども、芸術、伝統芸能、文化財、歴史的な建物、街なみ、また、文化芸術を支える人や文化ホール・施設など、非常に幅広い意味で使っております。この多様な文化芸術を活かしていく主体は、中央のところでございますけれども、「市民」「団体」「行政」で、この文化芸術を活かしていくために2つの方向があります。

まず、スキームの左側、人づくりや心豊かな暮らしに生かしていくということについて、3つございます。1つ目は、市民の皆さんが文化芸術に親しみ、心を癒し、「豊かな感性」を育む等、暮らしの中で活かしていくということ。2つ目は、文化芸術活動そのものを楽しみ、また、「後継者の育成」等に活かしていくということ、3つ目は、文化芸術を活かし、将来を担う子どもたちの「郷土への愛着」「創造力」を育むということでございます。

一方、スキームの右側は、文化芸術を地域資源としてとらえ、まちづくりに活かしていくということです。文化芸術を「観光」「広域交流」そして「街なみなどの景観」「産業」等、「まちづくり」や丹波市の「発展」そのものに活かしていくというもので、今後、この方向性が益々重要になります。このように、本市の身近な暮らしの中にある“今ある・今している”多様な文化芸術を活かしていくことで、次世代の人づくり・まちづくりに繋げていきます。

スキームの外側の矢印は、文化芸術を中心に、8の字で循環し、次世代へ引き継いでいくというイメージでございます。こういったスキームにしております。

次の38ページをご覧ください。施策体系です。一番上の所をご覧ください。基本的な考え方を記しております。丹波市の多様な文化芸術の中で、今あるもの、この今あるものとは、黒井城跡や柏原藩陣屋跡などの文化財や歴史的な建物など、そして、今していること、これは、文化ホールでしております和太鼓等のフェスタや、県がされております街角コンサートや、ふるさと音楽ひろばのシューベルティアードたんばなど、20年以上継続して実施してきたイベントなど、これらを活かしていくということです。言いかえますと、これら多様な文化芸術を活かしていくことが保存・継承、さらには丹波市の発展につながると考えております。

次に、基本目標を4つ掲げております。先ほどのスキームの説明で少し触れましたが、1つ目は、市民の中でも鑑賞者、体験者に関することとして、「文化芸術の鑑賞・体験ができる機会の充実を図る」こと。幅広い市民が癒やされる・楽しむということ。2つ目は、市民の中でも活動者に関することとして、「文化芸術活動が活発に行える環境の整備を行う」。活動者が市民を癒す・活力を生み出す、みずから楽しむということ。3つ目は、市民の中でも子どもに関することとして、「子どもたちが多様な文化芸術に触れる機会を増やす」、子どもたちを育むということです。ここまでの3つの基本目標につきましては、人についてでございます。最後の

4つ目は、活用に関することとして、「観光・まちづくり等への有機的な連携を進める」。文化芸術を活かすということです。また、右ページには、この4つの基本目標に対しまして、合計で17の基本方針を掲げております。

次に、少し飛びまして、44ページをご覧ください。ここからは、先ほどの17の基本方針に基づきまして、左側のページは、(1)現状と課題・展開、そして、右側につきましては、その課題を解決するための(2)推進項目、そして、(3)実現に向けての役割を記載しております。以下、重要な課題に対する施策をそれぞれ記載しておりますので、後ほどご覧をいただければと思っております。

また、大きく飛びまして、75ページをご覧ください。75ページでございます。(2)の推進項目の一番下段のところをご覧ください。中井権次さんの顕彰を入れてはどうかという御意見を頂戴しましたので、新規の推進項目として、丹波市にゆかりの深い芸術家、文化人の作品展示や活動紹介等により顕彰を行うという推進項目の追加をさせていただいております。下段には、中井権次さんの彫刻の代表的な下絵の写真を掲載しております。

次に87ページをご覧ください。このページは、審議会委員様の名簿でございます。上から5行目、神戸大学の藤野教授に会長としてお世話になり、また、15名の委員様の中で女性は6名ということでございます。

次に、89ページをご覧ください。このページは、本計画の策定経過でございます。審議委員会を6回、庁内検討会議を7回、神戸大学の学生さんとの協議を9回、合計22回の会議を重ねまして、本計画の案の策定に至っております。この表の下から3行目が本日のことでございます。今後、2月4日に審議会の藤野会長から谷口市長に答申を行っていただき、2月6日に議会の委員協議会で最終の報告をさせていただく予定にしております。

次のページの90ページをご覧ください。昨年の10月19日に開催しました文化芸術の推進シンポジウムのまとめでございます。最下段の6番からは、シンポジウムの要点をまとめて、次の91ページは、実践報告をいただいた先生方の活動要旨を記載しております。特に3点、印象に残ったことを御紹介させていただきますと、まず、山口洋子さんの3つ目で、「2歳～3歳の子どもは本能で動き、感受性が豊かであるため、幼少期に文化芸術に触れることが大切である」と。2つ目は、城崎アートセンターの田口幹也さんの所の3つ目でございます。「地域にはたくさんの方の伝統や文化があるので、新しい発想を怖がらず、試行錯誤してみることが大事ではないか。これからの時代は、何もしないことが一番のリスクである」。3つ目は、(3)まとめの1つ目でございます。「これからの30年はAIにはできない、AIに負けないような“人づくり”をしていくことが、私たちに課せられた大きな課題である」、こういった御発言が印象に残りました。

次に、92ページをご覧ください。ここから95ページまでにつきましては、参加者の感想を載せておりますので、また後ほどご覧いただければと思っております。

最後に、前に、最初に戻っていただきまして、ページの最初でございます。この資料の最初のページでございます。上から3つ目の3番の所をご覧ください。先ほどの推進項目を新規・拡充・継続別にまとめたものでございます。新規は20件で、丹波アートコンペティション、いわゆる丹波市展の開催を行うことや、他市で活躍する劇団やアーティストの舞台公演を検討していくということで、このことは、他市との異文化交流、広域交流につなげていきたいと考えております。なお、新規が20件と多くござ

いますが、後継者育成等に関する非常に地道な取組が多くあるところがございます。

次に、4番は、4つの基本目標ごとにまとめたものでございます。特に基本目標3の子どもに関することは12件です。課題としましては、文化芸術に触れる機会を必要に感じているが、その機会が充分でないというアンケート調査の結果を重視しまして、丹波市の文化ホールイベントの中で高校生が企画する卒業ライブや0歳からのコンサートなど、本計画の策定によりまして、幼児から若者を中心とした事業にかじを切っていく必要があるのではないかと考えております。

次に、基本目標4の活用に関することは、17件で、課題としましては、後継者不足により保存・継承が難しいということで、例えば、ひな形人形を活用した特徴ある展示会等を実施するという取組を、市として可能な範囲で支援をしていくということでございます。活用していくことが保存・継承につながります。トータル58の取組項目を市民・団体・県庁を含めたオール丹波市で進めていく必要があります。

最後に、現在、本計画に沿った丹波市の文化芸術推進プロモーションビデオの制作をしております。このビデオにつきましては、当課の職員が2カ年をかけて撮影したもの、編集したものでございます。すべての文化芸術を紹介できるというものではございませんが、特徴的なものをビデオにまとめまして、発信したいと考えております。

行っていく場所は、各住民センター、YouTube、フェイスブック等で発信をしたいと思っておりますので、ぜひともご覧をいただきたいと思っております。時期につきましては、3月中旬を完成予定としております。以上、まことに雑駁な説明ではございましたが、御審議のほどよろしく願いいたします。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御質問、御意見ありませんか。
深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者)

深田ですけれども、今、御説明ありがとうございました。もう諮問をされる時期に来ているとは思いますが、いろいろな質問して、先ほどスキームの中で説明がございましたが、37ページですね。そのページの項目に、下の項目ですが、芸術・伝統芸能・文化財等々としているわけですが、いろいろ表にもなっておりますし、わかりやすいのですけれども、その中で、街なみとか人とかという部分が、少し見えにくいというか、出てないというような気がいたします。今、人づくり、それから子どもへの啓発等々も説明がありましたが、そこに住んでいる、祭りとか文化財も確かに大切ですが、住んでいる街なみ、地域、空気というようなものや、今までの先人のいろんな方々の思いとか、そういうようなものも、随分、影響してくるのかなという思いもあまして、今後、そういうようなところが出てくればありがたいなというのがまず1点です。

それと、先ほど井尻さんのほうから、懇話会の話がありましたが、自治協のあり方が一つの行政としての枠組み。それをこういうふうな文化芸術を推進していくのは、一般の方々がやるのですけれども、自治協が、地域のあり方と、文化芸術のあり方をどの様にお聞きになれたかという印象かを聞きたいというのが2つ目です。

(岸田教育長)

高見文化・スポーツ課長。

(高見文化・スポーツ課長)

文化・スポーツ課長の高見です。御質問の街なみや人について非常に見えにくいという御質問でございます。まず、38ページを見ていただきま

すと、人についてでございますけれども、このように人づくりには、鑑賞者・体験者に関することと活動者に関するところで、なおかつ子どもに関することという形で、特に子どもを特筆して書かせていただいているところでございます。基本目標の4つのうち、3つが人づくりという形にさせていただいております、その施策をしっかりと取り組んでいくというような形で、この次のページで記載をさせていただいているところでございます。

それと、75ページをご覧くださいますと、街なみの件でございます。75ページの(2)推進項目の2行目でございますが、歴史的な建物等の活用ということで、歴史的な建物や街なみを活用したアート展等の開催を検討するというところでございまして、これは既に、例えば、先ほどの報告の中でもございましたけれども、柏原の街なみを利用したひな祭り事業とか、そういったことも各種団体でされているところでございますので、そういった街なみ、佐治の街なみや柏原の街なみや、黒井の街なみといったところを活かして、文化芸術を活かしたアート展の開催を各種団体等々でできればと考えているところでございます。以上でございます。

(岸田教育長)

井尻市民活動課長。

(井尻市民活動課長)

十分な答えにならないと思いますけれども、自治協議会の単位というのは、いわゆる文化といいますか、暮らし、今おっしゃったように風土的なことを含めての、混然一体として継承してきた地域の特性というのがありますので、こういった文化芸術等については、まさに今、これまで引き継いできた重要な単位であると思います。それが自治協議会のあり方懇話会では、自治会単位といいますか、暮らしの面だけでどうしていくかということは、章程化になってはいますが、ここの文化芸術のことに出ていますような、しっかりと守っていくべきものも併せて、地域でしっかりと考えていっていただきたいという思いを持っていますので、いろいろと地域に御相談する時には、このような視点についても、しっかりと応えていきたいと思っております。以上です。

(岸田教育長)

深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者)

深田ですが、ありがとうございます。行政のほうでもいろいろと連携をとっていくということは、いろんなところから言われておられるので、理解をされていると思いますけれども、地域がどんどん変わっていきますので、変わった中でこれをどう継承していくかというのは、大切なところです。先ほどの質問にも、懇話会の時の質問にもありましたように、それをどう皆さんに伝えていくか、どう展開していくかというのが、すごく重要なことであるかと思っておりますので、行政のほうでもどのように伝えていくか、どのように理解いただくか、どのように継続していくか、その中で、どのように人づくりをしていくかという、少し大きな観点を向けられて、伝えていただいたらありがたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

(岸田教育長)

それは意見でよろしいか。他にありませんでしょうか。
横山委員。

(横山委員)

教育委員の横山です。すみません、よくわからないのですが、例えば、ここに、16ページで、文化財の主なものとして挙げられている2行目に、柏原の大ケヤキ(木の根橋)が挙げられていたりしますけれども、例えば、丹波市には巨木がすごくたくさんあると思うのですが、それは自

然という位置づけもあり、こういう街なみとか文化とか、そういう位置づけもありますけれども、何かそういうところが、あまりここでは取り上げられていなかったの、そのあたりがどういう位置づけになるのかとか、巨木を訪ねるツアーとか、いろいろやっていたりもすると思いますので、私もわからないのですが、自然のところこういった文化や街なみにも貢献する部分があるのかなと思いましたが、もし可能であれば、位置づけ等を御検討いただければと思います。以上です。

(岸田教育長)

高見文化・スポーツ課長。

(高見文化・スポーツ課長)

文化・スポーツ課長の高見です。この16ページにつきましては、史跡・文化財・公園・体験／見学施設の主なものでございまして、すべて追いますと非常にたくさんございます。その中で、横山委員のほうから巨木というお話もありましたけれども、基本的には文化財に指定されているものを載せさせていただいたところございまして、今後、またそういった名所や、自然環境で有名といいますか、クローズアップされるようなものがございましたら、この計画にも反映させていきたいと思っております。

ただ、文化芸術の計画でございますので、そのところは、どこかで線を引かないといけないのかなと思っておりますところでございます。以上でございます。

(岸田教育長)

他にありませんか。

なければ、丹波市文化芸術推進基本計画の策定についてを終わりたいと思います。

日程第5

議事

議案第1号 丹波市立学校職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の制定について

(岸田教育長)

続きまして、日程第5、議事に入ります。議案第1号、丹波市立学校職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の制定について、事務局より説明をお願いします。

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

次長兼学校教育課長の足立でございます。議案第1号、丹波市立学校職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の制定について御説明申し上げます。資料、8、9ページをご覧ください。

丹波市立学校職員の服務に関する規程におきましては、県立学校教職員の服務に関する規程に準拠しているため、これまで同様に着任届を丹波市教育長宛に提出しておりました。しかし、県立学校とは違い、丹波市立小中学校におきましては、各学校に一度赴任した後、学校長による命を受けて辞令交付式に出席しているということになっております。

そこで、教育長は、着任を確認していることとなります。そのため、届け出において着任の確認をする必要はないと考えておりますので、第15条3の規程を削除する改正でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御意見、御質問ありませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、御意見、御質問がありませんので、採決したいと思います。

議案第1号、丹波市立学校職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の制定についてを採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

ありがとうございました。全員の挙手を認めます。

よって、議案第1号、丹波市立学校職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の制定についてを承認いたします。

議案第2号 丹波市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程の制定について

(岸田教育長)

続きまして、議案第2号、丹波市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程の制定について、事務局より説明をお願いします。

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

次長兼学校教育課長の足立でございます。議案第2号、丹波市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程の制定について御説明申し上げます。資料10、11ページをご覧ください。2カ所の改正がございます。

まず、別表第4の1に「以上」を加える改正でございます。労働安全衛生法におきましては、小中学校で50人以上の教職員が勤務する学校に産業医を選任することが義務づけられておりますが、教職員の減少により、今後、丹波市内において該当校がなくなる予定でございます。しかしながら、小中学校に勤務する教職員の勤務時間の長時間化が課題となっており、その中で、教職員の健康障害防止、健康保持増進のための対策が必要となっております。

そのため、学校への設置義務がなくなっても、市内小中学校29校の教職員の面接指導など、健康管理を行うために、教育委員会で産業医を採用したいと考えております。産業医が1名では、全学校への対応が難しいと考え、常時2名以上の産業医を確保するための規程の改正でございます。

続きまして、2カ所目、別表第5の指導区分の組み合わせ表の改正でございます。改正前は、医療機関から提供される健診結果報告書に記載されている基準をもとに作成しておりましたが、本来の基準とするべき学校保健法第16条の定めにある基準に合わせるために改正しております。

12、13ページの新旧対照表をご覧くださいますと、「勤務規制面」が「生活規制面」に、区分「1、2、3、4」が「A、B、C、D」に、内容の文言及び事務の措置の基準の文言を変更しております。今回の改正により、学校保健法との整合性がより明確になると考えております。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御意見、御質問ありませんでしょうか。

深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者)

深田ですが、文面だけ見ていると、産業医に関することが出てこないわけですけど、ここは法律を見ていけば、多分、産業医に関する、こういうものだろうなというのはわかりますけれども、見て説明がわかるように、まずしていただくのが1点と、それから、安全衛生管理者というのは、職場に1人、50人を超えると必ず置くとありますけれども、現在、丹波市

の学校関係、あるいは教育委員会の中で、安全衛生管理者に関する資格を持っておられる方はいらっしゃるかどうか、その辺をお願いしたい。

(岸田教育長)

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

次長兼学校教育課長の足立でございます。まず、1点目の産業医ですけれども、産業医につきましては、先生方が超過勤務をすることによって、心に支障を来した場合に、その相談にきちんと応じていただけるお医者さんのことを産業医ということで考えております。

2点目が、現在、産業医の常駐の有無ですけれども、現在のところは産業医を紹介していただくような機関に申請はしているのですが、なかなか産業医を紹介していただくのが難しいような状況になってございます。今のところ、教育委員会として産業医を任命はしていない状況です。ただ、産業医に代わるものとして、カドノ診療所の石井先生のほうに、そういった相談があった場合は、何とか対応していただくようお願いしております。こういった状況を何とか改善していきたいという思いで、産業医を確保するというところで動いているところでございます。以上です。

(岸田教育長)

深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者)

ありがとうございます。産業医については、よくわかりました。今、お尋ねしているのは、各学校、あるいは教育委員会の中に、安全衛生管理に関する資格を持っている者が、ほぼ50人を下回っていますから、とらなくてもいいのですけれども、そういう方が何人いらっしゃるかということをお聞きしております。

(岸田教育長)

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

確認させていただきまして、また報告をさせていただきます。以上です。

(岸田教育長)

後日ですか、後刻。

(深田教育長職務代理者)

今日でなくても構いませんので。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

わかりました。

(岸田教育長)

深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者)

続いてですが、今の教職員の超過勤務等々のことで、関わりですが、産業医のことについて、改正していくというのはよいかと思いますけれども、それと並行して、各学校、安全衛生に関する、特に超過勤務等々も含めて、その辺の委員会組織を、そこをもう少し丁寧に指導していただいて、学校の管理職も含めて、衛生管理を適切に進めていけるように指導いただければありがたいと思います。これは意見です。

(岸田教育長)

他にありませんでしょうか。

なければ採決に移りたいと思います。

議案第2号、丹波市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程の制定についてを採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

ありがとうございました。全員の挙手を認めます。

よって、議案第2号、丹波市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程の制定についてを承認いたします。

議案第3号 丹波市学校給食管理運営に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について

(岸田教育長)

続きまして、議案第3号、丹波市学校給食管理運営に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について、事務局より説明をお願いします。

前川学事課長。

(前川学事課長)

学事課長、前川です。それでは、議案第3号、丹波市学校給食管理運営に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について説明をさせていただきます。資料は14ページと15ページでございます。

令和2年度から夏季休業日の期間が改正をされております。これまで学校給食の提供がなかった8月にも学校給食を提供することになります。それに伴いまして、これまで8月の給食費の徴収がなかったのですが、これによってその必要が生じてまいります。現行の要綱では、第7条の給食費の徴収の規程によりまして、喫食した翌月27日に口座振替により徴収することとなっておりますが、8月分の提供数は3食から5食と考えておりまして、月の給食費が少額でありながら、口座振替に伴います伝送処理料及び振替手数料の負担が増加することを考慮しまして、8月分の給食費は9月分と合わせて徴収することが適当と考えております。それに必要な要綱の改正をするものでございます。

詳細につきましては、15ページの新旧対照表をご覧くださいまして、御確認をいただきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、議案説明とさせていただきます、御審議のほどよろしく願いいたします。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御質問ありませんでしょうか。

これ、翌々月といえ、何月ですか。

(前川学事課長)

10月の徴収です。

(岸田教育長)

先ほど、9月にすると言われませんでしたか。

(前川学事課長)

8月分を9月分と合わせて徴収をするということになります。

(岸田教育長)

8月分と9月分を合わせて10月に徴収すると、そういう意味ですね。何かありませんか。

出町委員。

(出町委員)

教育委員の出町です。8月分を9月分と一緒に徴収するということですが、給食費の回収ができない方がおられたりするじゃないですか。未納の方がおられて、そういう方々にとっては、また少し月々の負担、9月分だけですけど、少し上がってくるということになって、回収できないとか、支払いができない、未納の方がまた増えるようなことになるのか。ひと月のことですけども、そういったことにつながるようなことも、少し懸念があるのかなとは思いますが、それでも手続のことを考える

と、まとめて、少量であるので、そのほうがいいのかと思うのですが、その辺に関してはどのようにお考えでしょうか。

(岸田教育長)

前川学事課長。

(前川学事課長)

学事課長、前川です。8月、3食から5食程度ですので、月の支払いで言えば1,000円程度以下になるかと思いますが、それで徴収させていただいたほうが徴収率は上がるという思いはありますが、それよりも、それに関する手数料や手間というのがかなり増えてきますので、9月分に含めたとしても、他の月とそう大差はないと考えております。一番多い月でしたら、5,000円を超えるところも中学校ではありますので、それと比べてもあまり変わらないのではないかと、徴収率等の変化はそんなに考慮しなくてもいいのではないかと考えております。以上です。

(岸田教育長)

よろしいですか。他に質問ありませんでしょうか。

なければ採決に移ります。

議案第3号、丹波市学校給食管理運営に関する要綱の一部を改正する要綱の制定についてを採決いたします。

同意される委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

(岸田教育長)

ありがとうございました。全員の挙手を認めます。

よって、議案第3号、丹波市学校給食管理運営に関する要綱の一部を改正する要綱の制定についてを承認いたします。

議案第4号 丹波市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員の委嘱について

(岸田教育長)

続きまして、議案第4号、丹波市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。それでは、議案第4号、丹波市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員の委嘱について御説明申し上げます。資料は16ページ及び追加で配付させていただいた委員名簿となっています。

丹波市立学校適正規模・適正配置検討委員会は、平成22年度策定の丹波市立学校適正規模・適正配置基本方針が令和2年度末をもって10年を経過することから、基本方針策定時点において10年を経過する時点で見直しを行うとしておりましたので、今年度と来年度において、基本方針を見直すために設置させていただくものです。

委員については、丹波市立学校適正規模・適正配置検討委員会規則第3条の規定により選任しております。

委員名簿をご覧ください。名簿ナンバー1は、識見を有する者として山南地域市立中学校統合準備委員会でもお世話になっている兵庫教育大学院の川上先生、名簿2から7は、地域団体の代表として、丹波市自治会長会から各地域の役員を御推薦いただいております。名簿ナンバー8から13は、保護者代表として、丹波市PTA連合会から各地域の来年度の役員を中心に御推薦いただいております。名簿14から16は、学校関係者として、小学校長会、中学校長会、教職員組合からそれぞれ御推薦いただいております。ナンバー17、18は、公募委員となっております。

以上で、丹波市立学校適正規模・適正配置検討委員会の委員の委嘱についての提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御質問ありませんでしょうか。

ないようですので、採決のほうへ入ります。

議案第4号、丹波市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員の委嘱について採決をいたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

ありがとうございました。全員の挙手を認めます。

よって、議案第4号、丹波市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員の委嘱についてを承認いたします。

議案第5号 令和2年度丹波市の教育～実施計画～について

(岸田教育長)

続きまして、議案第5号、令和2年度丹波市の教育～実施計画～について、事務局より説明をお願いします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。それでは、議案第5号、令和2年度丹波市の教育～実施計画～について御説明申し上げます。資料は別冊となっております。各施策の説明に入ります前に、実施計画の構成について先に御説明申し上げます。

令和2年度丹波市の教育～実施計画～につきましては、今年度策定いたしました第2次丹波市教育振興基本計画の単年度の計画として位置づけているものでございます。構成といたしましては、表紙をめくっていただいたところに「はじめに」として、教育長の巻頭の挨拶を掲載しています。次に、基本理念、基本目標、3つの方針と20の具体的施策名を目次も兼ねて掲載をしております。

次に、1ページから2ページをご覧ください。ここには、令和2年度の10の重点施策として掲載をさせていただいております。1、発達段階に応じた情報活用能力の育成、2、外国語指導の充実、3、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進、4、働き方改革の確実な推進、5、学校・家庭・地域・行政等の新たな協働体制の構築、6、たんばふるさと学・キャリア教育の推進、7、児童生徒一人ひとりの能力や適性に応じた学びの充実、8、幼児教育・保育の充実、9、すべての子どもが安心して学べる居場所づくり、10、子どもたちの学びを支える教育環境の整備・充実でございます。

この重点施策にかかる取組がある施策を、前ページの目次の中でも重点施策として位置づけております。

3ページからは、各施策における取組を掲載しております。その中で、重点項目として記載している取組は、10の重点施策における重点的な取組として表示をしております。

また、23ページには、この重点施策にかかる成果指標を第2次教育振興基本計画の成果指標から抜粋し、掲載しています。

また、本日は準備いたしておりませんが、巻末に昨年度までと同様、「数字で見る丹波市の教育の現状」や用語解説を加えていきます。具体的な施策については、重点項目や新規事業を中心にこの後、各担当課長から説明をさせていただきます。全体的な説明は以上になります。

(岸田教育長)

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

次長兼学校教育課長の足立でございます。それでは、I 生きる力をはぐくむ学校教育の推進について御説明いたします。5つの重点施策と2つの施策を中心に取組を推進してまいります。資料3ページをご覧ください。

まず、1点目の重点施策としましては、1、次世代を生きぬく学力の育成についてでございます。未知の課題に対応する力を養う主体的・対話的で深い学びの充実、学び続ける力を養うための新たな学びの創造、人とつながり、コミュニケーション能力を高める外国語教育の推進の3つの方針に沿って具体的な取組を進めてまいります。

まず、1点目、未知の課題に対応する力を養う主体的・対話的で深い学びの充実のために、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を一層推進してまいります。そのために、ICTを積極的に活用した協働的な学びの充実と、児童生徒自身がアウトプットする場を保障する授業づくりを推進してまいります。

2点目といたしまして、学び続ける力を養うための新たな学びの創造のために、その基盤となる汎用的能力、非認知的能力の育成に取り組めます。そのために必要な力と考えられるのが読解力だと考え、リーディングスキルテストを活用し、読解力の育成研究に取り組めます。

また、ICTを利活用したプログラミング的思考の形成を含む情報活用能力の育成のために、小学校におきましては、各学年5時間以上のプログラミング教育の確実な実施を図ってまいります。また、GIGAスクール構想の実現に向け、1人1台の端末をどのように活用していくのかについて研究するプロジェクトチームを立ち上げてまいります。

人とつながり、コミュニケーション能力を高める外国語教育の推進のために、生徒自らが英語力を伸ばしていこうとする意欲を一層高めることが重要です。特に家庭の経済状況により英語力の格差が生まれないように、夏季休業日を活用した無料の英検対策講座を実施いたします。また、外国の文化にふれ、コミュニケーション能力の素地をはぐくむために、1・2年生の外国語活動も取り入れた丹波市版外国語教育カリキュラムの活用を図ります。

続いて、2点目の重点施策としまして、豊かなこころの育成についてでございます。児童生徒が安心して学べる居場所づくり、豊かな人間性、社会性をはぐくむ指導の充実の2つの方針に沿って具体的な取組を進めてまいります。児童生徒が安心して学べる居場所づくりのために、児童生徒や保護者、教職員が、不登校やいじめ、児童生徒への指導等、気軽に相談できる相談・支援体制の充実を図るため、丹波市教育支援センター「レインボー」として機能の集約を図ってまいります。いじめや不登校や問題行動について素早く情報共有が図れ、早期対応、早期解決する力が向上すると考えます。このことにより、子どもや保護者を中心にした相談体制の支援の視点がより明確になると考えます。また、豊かな人間性、社会性をはぐくむ指導の充実のために、今年度は対象を小学校にも拡充し、全小中学校児童生徒、保護者を対象にした情報モラル研修を実施するなど、学校・家庭・地域が連携した情報モラル教育を推進してまいります。

続きまして、3点目、健やかな体の育成についてでございます。今回、詳しい説明は省かせていただきますが、体力向上の取組の推進、食育・健康教育の推進、防災・安全教育の推進の3つの方針に沿って、現在進めております具体的な取組を一層推進してまいりたいと考えております。

続きまして、4点目の重点施策としまして、丹波市のフィールドを活かした教育の推進についてでございます。地域の教育資源を活用したふるさ

と意識の醸成、社会的自立に向けたキャリア教育の支援の2つの方針に沿って、具体的な取組を進めてまいります。丹波市には豊かなフィールドが広がっていますので、子ども達はその良さに気づき、誇りを持てるような教育を進めていくことが必要です。そのために、たんばふるさと学や総合的な学習等を中心に身近なフィールドを活かした環境教育、体験学習をより充実させていくとともに、課題解決学習を推進するために、教育ガイドの作成に取り組みます。また、丹波市の宝である丹波竜や水分れフィールドミュージアムと関連させた竜学やフィールド学習についても他課と連携をしながら工夫した取組を進めてまいります。

社会的自立に向けたキャリア形成の支援のために、学校運営協議会における協議等を通じ、育てたい子ども像やつけたたい力を学校と地域が共有し、当事者意識を持って連携・協働できる活動の充実を図ってまいります。丹波市版キャリアノートを活用することで、自分らしい生き方、自己肯定感、自己有用感を育んでまいりたいと考えております。

5点目の重点施策としましては、幼児教育・保育の推進でございます。幼児教育・保育の質の向上、幼児教育と小学校教育の円滑な接続の2つの方針に沿って、具体的な取組を進めてまいります。幼保一元化が完了し、13の認定こども園で園児を育む体制づくりが整いました。今後は教育・保育の質の一層の向上を図るため、保育教諭等の専門性や実践的指導力の向上を図る取組としまして、キャリアステージに応じた研修の内容を充実させていきます。また、園内研修の質の向上に向け、指導主事の派遣、新しく作成しました研修リーフレット、保育者の気づきと学びを促す園内研修、保育カンファレンスを通しての活用を推進してまいります。

6点目の重点施策としまして、一人ひとりのニーズに応じた教育の推進についてでございます。特別支援教育の推進、不登校等、教育的支援が必要な子どもの学びの充実、多文化共生社会の実現をめざす教育の推進の3つの方針に沿って、具体的な取組を進めてまいります。

特別支援教育におきましては、特別支援学級に在籍する児童生徒に対する教育に重点が置かれがちでしたが、すべての学級に在籍する特別な支援を必要とするお子さんを対象にした教育であることをより明確にした施策を展開してまいります。そのために、児童生徒の実態や対応、効果的な指導方法等、教職員の専門性を高める取組を推進してまいります。また、不登校、外国籍の児童生徒等、教育的支援が必要な子どもの相談体制の充実や学びの支援として、先ほども申しましたが、丹波市教育支援センター、レインボーの整備、あるいは、オンライン学習サービス「スタディサプリ」を活用した学習支援に取り組んでまいります。

7点目は、人権教育の推進についてでございます。今回、詳しい説明は省かせていただきますが、1、差別や偏見、いじめを許さない意識や実践力の育成、新たな課題に対応する人権教育の推進の2つの方針に沿って現在進めております具体的な取組を一層進めてまいりたいと考えております。以上で説明とさせていただきます。

(岸田教育長)

ここまで一旦、説明を聞きまして、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

横山委員。

(横山委員)

教育委員の横山です。7ページの幼児教育と小学校教育の円滑な接続のところで、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」という表現がありますが、これは何か具体的に挙げられているのでしょうか。

(岸田教育長)

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

「幼児期の終わりまでに具体的に育ってほしい姿」としましては、10点、今、挙げているのですが、一つひとつの項目について説明させていただくと、すごく時間がかかりますけれども、健康な心と体、それから自立心、協働性、道徳性、規範意識の芽生え、社会生活とのかかわり、思考力の芽生え、自然とのかかわり、生命尊重、数量や図形、標識や文字などへの関心意欲、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現ということで、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」ということで、幼稚園教育指導要領第2章にこういった文言で示されております。詳しい内容について説明させていただくと、非常に時間がかかりますけれど、この10点について、明確にしていきたいと考えております。以上です。

(岸田教育長)

横山委員。

(横山委員)

教育委員の横山です。子どもそれぞれの多様性といいますか、例えば、いろいろな障がいがとか、そのようなことを否定することにならないような、育ってほしいという大人側からの言葉になってしまうと、また、子どもの発達段階というのは、年齢だけではないので、そのあたりが誤解を与えないようにというところで、心配になったので、大丈夫であればいいのですけれども。

(岸田教育長)

この件につきましては、これ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」というのは、今回の改定の一番の目玉で、これは、必ずしも10まで達成する必要はない。でも、そこに向けた義務教育をやると。そのときには当然、多様性、いろいろな子どもがいるので、そういったところ、保育士が遊びの中で通っていきながらやっていくという、今、次長が言いましたように、非常にここが一番のポイントになっているところで、一つひとつ10の持つ意味を今後、それぞれの園で解釈しながらやっていく。それで、それを実際の具体的な取組の中に落とし込むという作業がなければ、なかなかできないです。

他にありませんか。それでよろしいですか。他ありませんか。
深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者)

来年度に向けての一応、色々な計画を書かれていますが、新規の施策等々の中身ですけれども、幾つか質問してよろしいですかね。まず、3ページのほうから、リーディングスキルテスト、それから、下のほうに行くと、無料英検対策講座、それから、丹波市版外国語教育カリキュラム、それから、4ページのほうに行くと、今度は、保護者を対象にした情報モラルの研修というような新しいものがあります。例えば、具体的にお尋ねしますが、無料英検対策講座、具体的に何日ぐらい考えておられるのか。また、その次ですね、丹波市の外国語のカリキュラムですが、どのような方々を念頭に置いてこのカリキュラムを構成しようとしておられるか。それから、先ほどの保護者を対象とした情報モラルの研修ですが、なかなか保護者に集まっていただくというのは難しいと思いますけれど、具体的にどういふことを捉まえて皆さんに啓発していくということを考えておられるのか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

(岸田教育長)

3点についてお願いします。
足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

今、深田職務代理者のほうから質問を3点いただきましたので、説明を

させていただきます。まず、英検の無料対策講座ですけれども、イングリッシュボランティアの登録がありますので、そういった方を活用したり、あるいは、今のところ、まだ探っている段階ですけれども、民間の教育機関等を活用したりして、夏季休業日に大体2回程度、実施できたらなと思って、今のところ取組を進めているところでございます。

先に3点目のほうを説明させていただきます。情報モラルの研修ですけれども、昨年は、中学校のお子さんやPTAの保護者を対象に全中学校で講座を実施しておりました。その中に、例えば6年生の子ども達も参加している学校が幾つかありましたが、今回は小中学校すべてを対象に行えるように、そのような研修のプログラムを組みまして、進めていく予定で考えているところでございます。

カリキュラムの説明については、副課長のほうから説明させていただきます。

(岸田教育長)

足立学校教育課副課長。

(足立学校教育課副課長)

副課長、足立でございます。英語のカリキュラムにつきましては、現在、英語の研究室で研究をしております、2月に発表会を予定しております。その発表会をもって、全小学校へ周知を図るということです。カリキュラムの内容としましては、小学校1年生から6年生までのカリキュラムを考えております。文科省の時間増の部分については、3年生以上が対象となりましたが、現在、認定こども園でわくわくにこにこイングリッシュという取組を全こども園で実施していただいておりますので、その学びの接続といたしまして、数時間、1年生、2年生でもALTにふれる機会や、外国語を共有する機会を設けるカリキュラムを策定中でございます。以上でございます。

(岸田教育長)

深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者)

今お尋ねしたこと、ありがとうございます。例えば、今年度「STOP it」が、この4ページにも書かれておりますが、「STOP it」の、数的な現状という、なかなか数は少ないといえますか、そんなに大幅に大きくない。それは、それなりの評価がありますけれども、今のような新しい施策を、予算等々も伴うことでもありますので、そのあたりをきちんと説明して、効果があるということを伝えていただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ちなみに、「STOP it」の現行、現在、何人ぐらい登録されているのか、あるいは、相談等々がどれぐらいあるのか聞かせていただければありがたいと思います。

(岸田教育長)

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

次長兼学校教育課長の足立でございます。今、深田委員がおっしゃったことは、こちらもしっかり進めていきたいと思っております。「STOP it」の現在の利用状況でございますが、1月17日現在で、今のところ、登録数が59名となっております。1人が複数の端末で登録する場合、重複している可能性はありますけれども、そのようなことはないと思いますので、大体、59人になります。

学年別の報告相談者数としましては、今のところ、24件の相談がある状況です。相談の種別、種類ですけれども、一番多いのは、やはりいじめの相談が一番多く、その次には友人関係の相談、それから、心身健康・保

健の相談等で、やはりいじめの相談が一番多い状況になっております。

利用者をできるだけ増やしていきたいということで、節目ごとに、例えば、1学期の終わりとか2学期の終わりとか、そういったときにすべての生徒達に対してもう一度、登録等と呼びかけている取組は進めておる状況でございます。以上です。

(岸田教育長)

他にありませんか。
中村委員。

(中村委員)

教育委員の中村です。5ページの健やかな体の育成の所ですけど、3の防災・安全教育の推進と書いてありますけれど、健やかな体の育成と、この防災・安全教育の推進の関係が、あまりよくわからないのですけれど、その辺を教えていただきたいと思います。

(岸田教育長)

次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

なかなか直接結びつきにくいなとは思いますが、防災・安全教育を推進していくことで、一人ひとりの命を守るという視点を考えたときに、子ども達の健やかな心の成長というものと大きくつながりがあるものだと考えております。やはりここにも挙げておりますが、丹波市で作成しております「心つなぐ」という教本を作成しているのですが、この中にも、そういった命を守る取組とか、自分の命を守るためにどういった行動をしていくのかを考える視点を組んでおりますので、そのような意味で、やはり健康的な体、心について考えるということは、ここに繋がることだと思っております。以上でございます。

(岸田教育長)

よろしいですか。

(中村委員)

何か当てはまらない。他のところにこないかなというような。わかりました。

(岸田教育長)

よろしいか。他にありませんか。
出町委員。

(出町委員)

教育委員の出町です。6ページの丹波市のフィールドを活かした教育の推進というところで、1番の中で、「『丹波市のフィールドを活かした教育ガイド』の作成」と書いてありますけれども、どういったスケジュールで来年度は作成していくのかというのと、どういった方々と作っていくのかというところで、できれば、横山さんも、気になっておられると思いますが、そういう民間の方ですね、地域の方と一緒に、そのような専門的なことや、既に実践をされているような方や、そういった方々も取り入れながら、このガイドを作成していくのか、その辺の今の計画を教えてください。

(岸田教育長)

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

今言っていた視点は、非常に大事だと思っております。今のところは、従来、教育研究室というものを3つ、設定をしていましたけれども、その教育研究室の中の1つとして、先生方や、今言われたような民間のそういったことについて詳しい方も入れながら、教育研究室でチームをつくり、年間3回程度協議をしていく中で、2年間のスパンで、教育ガイドの

作成ができていけば良いし、考えているところでございます。以上です。

(岸田教育長)

出町委員。

(出町委員)

教育委員の出町です。年間3回が多いのか少ないのか、わかりませんが、教育研究室のスケジュール的なことがあるとは思いますが、これが恐らく、学校側がフィールドを活かして作っていくときには、このガイドがすごく重要な内容になってくると思うので、重点項目としては、すごく重要な位置づけだと思いますので、その辺は横山さんにいろいろお願いしたほうがいいのかもわからないですが、そこが気になりましたので、ぜひ、いろいろな実践をされている方を取り込んで、非常に魅力的な、本当にフィールド教育につながるようなガイドを作成いただければと思います。以上です。

(岸田教育長)

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

教育委員さんにも非常に詳しい方がたくさんいらっしゃいますので、お力を借りながら、もう少し具体的なものにしていきたいと考えてしております。先生方にとって、子ども達にとって一番いいものになるように進めたいと考えております。以上です。

(岸田教育長)

横山委員、何かありますか。

(横山委員)

教育委員の横山です。そうですね、ぜひ地域の自然をうまく取り入れられるようなガイドができるとおもしろいなと思いますので、ぜひ御検討いただければ、御協力は幾らでもいたしますので。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

ありがとうございます。

(岸田教育長)

できるだけゴールをきちっと決めて、今の発言を聞いていると、ゴールがあまり見えないので、ゴールを決めて、スケジュール感を持ってお願いいたします。

他ありませんか。

中村委員。

(中村委員)

教育委員の中村です。先日、横山さんも一緒ですが、環境審議会にも行ってまいりました。環境報告書もありますので、丹波の環境がよくわかることがありますので、こういうパンフレットもぜひ併用していただきたいと思っております。

(岸田教育長)

ありがとうございます。他ありませんか。

出町委員。

(出町委員)

教育委員の出町です。7ページの所ですが、2番の幼児教育と小学校教育の円滑な接続のところで、重点項目で、実践研究のほうを推進すると書いてありますけれども、どのようなことを実践で提供されるのか、簡単でいいので、説明いただければと思います。

(岸田教育長)

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

次長兼学校教育課長の足立でございます。今、ふたばと中央小学校で研

究を重ねているのですけれども、なかなか幼稚園でできていることが小学校に上がって、またできていないような形で進めていくとなると、同じ繰り返しになってしまいますよね。英語についても、かなり各園で取組が進んでいる中で、またその状況を把握しないまま、小学校で進めていくとなると、子ども達にとっても効果的な取組にならないので、その辺の連携をしっかりとっていくために、アプローチプログラム、それからスタートアップカリキュラムというものがありますけれども、その中に、先生方の中で、子ども達の育ちをしっかりと情報共有をして、そのような効果的な取組を進めるカリキュラムやプログラムを作成していく研究を今のところ進めております。以上でございます。

(岸田教育長)

出町委員。

(出町委員)

教育委員の出町です。ありがとうございます。カリキュラムとかそういうものの作成という話ですけれども、そのようなプログラムの話もありますけれども、どちらかというと、体制をどういうふうにつくっていくのかという、それは協議の仕方といえいいでしょうか、その情報共有の仕方というのも重要なのかなと思いますけれども、そのようなことを実践研究の中でどのように認定こども園と小学校が連携をしていく、もしくは対応していく、情報共有していくと効果的なのかということも、そういう実践研究の中で入っているのでしょうか。

(岸田教育長)

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

すみません、先ほど説明が不十分な所がありまして、具体的な取組として、推進体制の整備や合同研修会の実施や、保育授業参観の事例検討の会も含めておりますので、そのような内容だけではなくて、推進体制の整備についての研究も含め、取組効果の中に含めております。以上です。

(岸田教育長)

よろしいでしょうか。他にありませんでしょうか。

横山委員。

(横山委員)

8ページ、3の多文化共生社会の実現をめざす教育の推進という所がありまして、非常に重要なことだと思いますが、想像以上に丹波市にたくさんの方の外国人の方が普通にいらして、日常生活でものすごくお見かけする機会も増えてきて、思っている以上に世界に飛び立たなくとも、勝手に接続されているというような、急激な変化があるなど、日々、日常生活の中で感じていて、どこの国から来られているのか、何語を話せばいいのか、何かすごく私達大人も今、少し戸惑うような状況にありまして、そのあたり、日常生活の中も国際社会になってきているので、何か、思ったよりスピード感を持って対応していく必要があるのではないかなというのを、非常に日常生活で感じているので、思ったよりも、年度年度で、スピードアップしていく必要がある部分ではないかなと感じています。子ども達にとってはいい機会だと思いますので、そこを何かうまく実務とともに教育にも反映できるようなことというのを、今後検討していく必要があるのかなと。今すぐでは難しいと思いますので、次の次とかには、もう少し一気に進むかなと思っておりますので、御検討いただければと思います。

(岸田教育長)

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

非常に大切な視点のお話をしていただいたなと思っています。先日、文

部科学省が出しておりました外国籍のお子さんに対する支援の方策で、いわゆる待っているのではなくて、どんどん子ども達のほうを把握して行って、対策を進めていかないといけないという方針が出たと思っております。丹波市としまして、できるだけ早くそのようなお子さんの情報をキャッチして、支援をできる体制を整えていけるように学校とも話を進めながら、取組を推進していきたいと思っております。以上です。

(岸田教育長)

この間も新聞に出ていましたよね。1,000人を超えたと、丹波市で。国は忘れましたが、2カ国が結構、300人を超えているという状況が新聞に出ていたので、相当数の方が丹波市にいらっしゃいますので、そういうところの異文化をどうするかと、これは一つの、またフィールド教育の一つなのかなと思っていて、そんな中で、フィールドで出会った人々というのも大事な事かなと思います。これからそういうことが非常に大事になってきて、異文化を知るために、自国の文化を知ることが大事だと思っておりますので、このあたりは大事にしていきたいと思っております。

深田教育長職務代理人。

(深田教育長職務代理人)

今の議論を聞いていますけれど、今、8ページに異文化交流 Day と書いてありますが、まずは質問として、どのような形を考えているのかをお聞きしたい。その上で、今、議論の中であるように、ここの多文化共生の実現をめざす教育というのは、一つは、外国から来た子ども達、外国語を母語とする子ども達への教育をどう進めるかということと、私達、丹波市に住むこの所で、成人就労者として来ておられる外国人、この二面性を考えた上で、この丹波市の子ども達がどのようにして外国人の皆さんと接していく、交流していくかということが、今、議論を聞いていて、ふと思ったところでもあります。

今日、井尻課長と高見課長がいらっしゃっていますので、それもお聞きしたいのですが、この交流を進める時に、今、教育長がおっしゃったように、今、ベトナムと、中国が多くなってきているだろうと思っておりますけれども、進めようと思った時に、例えば、派遣されている会社のいろいろな思いがあって、交流に出てこないようなことがあります。実態は、数的なことはわかりますけれども、実態の目の前に現れてくるのが、また交流をしようと思ってもできないわけです。そのあたりを教育委員会はこう考えているけれども、丹波市の市民活動課とかまちづくりというのは、こうしてやっていくのだという、何かそういう思いを議論しながら進めていかないと、実のあるものにはなっていないのではないかなと、現実を思っています。

丹波市の国際交流協会もいろいろと交流会をやっておられますが、出てこられないですね。そのあたりをどうやって交流を進めていくのかという。最初に戻りますが、異文化交流 Day をどのように考えておられるのかを含めながら、答えになるかどうかわかりませんが、意見があれば教えていただければありがたいです。

(岸田教育長)

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

この異文化交流 Day という取組についてですけれども、今のところ、具体的なものはもう少し詰めていきたいとは思っておりますが、丹波の中には、子ども達にとって一番身近なというか、よく接している外国の方で、ALTがいるので、まず、ALTを中心に、それぞれの文化や、ALTが食べ物などの、子ども達にとって身近なものを紹介していく取組に子ども

達を参加させる、そういった中で、いろいろな国の子ども達が参加していることは、いろいろな国の子ども達が参加してもらうような状況をつくりますので、そのような子ども達を自分達の国の文化などを、紹介できる機会を持てるようにつなげていきたいと考えているのですが、今、深田委員もおっしゃったように、国際交流協会等の連携も深めながら、より充実した、もう少し具体的な形にはしていきたいと考えております。以上です。

(岸田教育長)

こういう異文化交流 Day というのは、初めての事業なのですか。令和2年度から。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

はい。

(岸田教育長)

具体的にはないということですね。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

そうですね。もう少し深く詰めてはいきたいと思えますけれど。

(深田教育長職務代理者)

もし御意見があったら、各課から課長等々の。

(高見文化・スポーツ課長)

文化・スポーツ課長の高見です。この外国人の幼児児童生徒等ということではないですけど、来年にワールドマスターズゲームズ2021関西というのを丹波市の柏原住民センターで、丹波市の発祥の囲碁ボールを実施しますけれど、その時に同じく、出て来られないとか、会社が出してこられないということが、持ち上がっておりまして、ワールドマスターズゲームズですので、日本人だけで出ても仕方がないと、やはり外国人の方にアプローチをしたいと思えますけれど、国際交流協会なんかも、よい人がいらっしやらないかという話を振るのですけれど、なかなか出てこられないという、まさしく今おっしゃったとおりであると思っております。

ですが、そこで終わってしまうのではなく、こちらからアプローチをかけていくことが大事ではないかと思っております。会社になるのか、先ほど次長もおっしゃったように、まずALTの方に出ていただくとか、そのようなことをしていきたいなど、待っていてはダメなので、こちらからアプローチをまずしてみるのが大事ではないかと思っております。答えにはなっていない部分もありますけれど、そのような状況でございます。以上です。

(岸田教育長)

井尻市民活動課長。

(井尻市民活動課長)

市民活動課長、井尻です。今、職務代理がおっしゃったとおり、就労者として来丹される外国人の方はどうなのかという所の視点で、受け入れる地域の寛容性といいますか、そういうことがあると思えますけれども、このことを教育の視点で考えるときに、いわゆる社会教育が下支えすることは何かということの打合せが全くないのが今の教育委員会の状況だと思えます。教育委員会の中で、社会教育をグリップして、いろいろと調整しないと、こういうことについては対応ができないと今は感じておりますが、そのようなことは大事かなという、感想ですけども、そういったところで

(岸田教育長)

宇瀧人権啓発センター所長。

(宇瀧人権啓発センター所長)

人権啓発センター、宇瀧です。国際交流協会への団体補助をしている担

当の事務所であって、そういう多文化共生の関係の担当している所属としてですけれども、先ほど教育長言われたように、この12月末で外国人の方1,000人を超えたというところです。どんどんと右肩上がりが増えていて、中国の方が、これまでから多かったのですが、ベトナムの方が急増していて、今、こちらのほうが300人少しぐらいいらっしゃるというところの状況です。

在留資格としては、半数が技能実習ですので、概ね2年とか3年で人が変わっていかれると、そういう状況です。ですので、多文化共生について、どういう施策を行政としてとっていくのかというときに、各市の状況によっても、永住者が多いところがあったりとか、いろいろあったりすると思いますけれども、丹波市の場合は、半数が短期間で変わっていかれるだろうと、そして、目的が、在留の目的が就労なので、どのように対応していくのかなというのは、少し難しいなと思っているところではあります。

先ほどからも出ているように、企業の方も、自分のところである程度面倒見られているので、それ以上、外に出ていく、情報交換されることを、多分、あまり、されていないといえますか、あと、個人情報の問題があって、国際交流協会のほうも、いろいろなイベントを持つ時に、情報を提供したいと思っていただいていますけれども、個人情報の関係があって、直接案内を送れない。住まれている所も、固まって住まれているでしょうけれど、なかなか地域とのコミュニケーションがとれないということで、一部の地域からは、何とか交流をとりたいけれど、どこにどうやって声をかけたらいいのか、また、言葉もどの言葉で、もし翻訳ができるとしても、案内したらいいのかというところもあって、課題ばかりがあるような状況です。

ただ、一方で、市内でも外国人と関わる課というのは、市民課の窓口や、健康課で保健師さんが関わられたりとか、いろいろな所があったりするので、12月に一度市内の意見交換会というのは、一度、持ったところです。窓口では、特段、トラブルのようなことがないというのは、技能実習の受入の会社さんが市民課の窓口であるとか保健師さんとの対応もフォローされているようですので、問題になっているところはないけれども、例えば、受入企業さんがどこであって、そこにどの国籍の方が何人ぐらいいらっしゃるということすら、市としては直接把握するすべがないという課題があるというのも把握できまして、今後、そういう関係課と情報共有を図りながら、どういうことをしていけばいいのかというのを検討していくという段階ですので、課題ばかりですけれども、今、そういう状況だと思っています。以上です。

(岸田教育長)

深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者)

ありがとうございます。多文化共生の社会をつくるために、次の年からうまくいくという、そのようなことを申し上げているのではないということは、重々わかっておられると思いますが、何かをよくしていこうと、高見課長のほうからもありましたように、ワールドゲームズに関して、例えば、できるだけ人を、外国の方、就労者も永住者も含めて来ていただく、あるいは小学生から高校生まで来ていただく、あるいは地域の人に来ていただく、そういう中で、盛り上がりの中で、多文化共生を認識し、そして高めていくという、突破口みたいなものがあって、どんどんどんどん地域が、あるいは企業がいいなと、そういう交流会がいいなという状況にできるように、何か、連携をとってやっていただければ、ありがたいなということですので、よろしく願いしたいなと思います。

(岸田教育長)

他にありませんでしょうか。時間も押していますが、次の章に行ってもよろしいでしょうか。ここまでよろしいか。

それでは、引き続き説明のほうをお願いいたします。家庭教育から。足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。それでは、10ページの家庭教育の充実というところで。

(岸田教育長)

上田子育て支援課長。

(上田子育て支援課長)

子育て支援課長でございます。10ページの家庭教育の充実について御説明をいたします。

こちらの項目につきましては、現在、子育て支援課で所管をしております部分でございますけれども、4月から組織の改編によりまして、PTAの関係は教育委員会のほうに引き継いでいきますし、子育て支援、それから子育て学習センターといった家庭教育の学習の機会の提供については、市長部局のほうへ、健康福祉部というところに所管が変わってまいります。ただし、子育て学習センターで行っております家庭教育に関する充実ですとか、子育て不安、悩みなどを解消するような取組については、引き続き子育て学習センターで取り組んでまいります。ただ、家庭教育という部分では、教育委員会との十分な連携が必要ということで、そのような意味でも、そちらの※印のほうに書いておりますが、これはあくまで仮称ですけれども、そうした情報連携ですとか、実践していく中での教育体制を話し合う場といたしまして、家庭教育連絡会をつくりまして、事務所は離れませんが、これまでと同じような取組、それ以上の取組ができるような手だてを講じていきたいと考えております。

それから、2番目の地域ぐるみの家庭教育の意識の向上というところにつきましても、1点目ではコミュニティ・スクールにおいて、地域ぐるみで支えるという、そのような環境づくりですとか、PTCA活動の支援については、教育委員会のほうで引き続き事務を行ってまいりますけれども、そういったところの支援を通しまして、地域で子どもを育てていくという、そのような支援を今後も引き続いてしていきたいと考えております。以上です。

(岸田教育長)

次、11ページはどこになりますかね。井尻市民活動課長。

(井尻市民活動課長)

市民活動課長です。2の地域の将来を担う人づくりというところであります。これは、生涯学習基本計画にあります学んだ成果をまちづくり等の実践に生かすということもありますし、社会教育法で整備をされていますように、豊かな教育を推進していくためには、地域の力が大事だということもありますので、子ども達の成長を支える体制づくりということにおいては、「地域で子どもを育てる」という観点で、そのような活動に関わる大人を増やすための講座の内容等を充実していきたいと思っております。

また、そのような講座の内容の充実とともに、自ら考えて実践される方々もたくさんいらっしゃいますので、そのようなことを能動的に活動していただけるための活躍市民によるまちづくり事業応援補助金をこれまでどおり実施していくと、特化した活動についての支援をお願いしたいというふうに思っています。

また、地域においては、子ども会、育成協議会というような団体がありますし、いろいろな関係機関もございますので、そういったところに情報

を連携しながら、子どもを中心に、いろいろ育む活動を考えていただくような研修会を、特定の団体ではなくて、広く市民の方にも参加いただくような講習会を開催することで、そのような支える体制づくりをつくっていきたくと考えているところでございます。

(高見文化・スポーツ課長)

次に、子どものスポーツ機会の拡大による健全な心身の育成ということで、丹波市のスポーツ協会等々が中心になりまして、子どものスポーツ環境の向上につながることを目的とした指導者への研修会を開催いたしまして、健全なスポーツ環境の構築をめざしてまいります。それと、子どものスポーツ拠点となります学校体育施設の有効活用を図るということで、実際の施設利用者との意見交換を行う機会を作ったり、また、利用者からのニーズにマッチした施設利用のあり方を検討したりしていきたいということです。写真にも挙げておりますように、スキルアップのトレーニング研修ということで、指導者への研修会、それと熱中症、子どもがスポーツをする上で、大人がどのようなことに気をつけるべきかというような研修会も積極的に取り組んでまいりたいということでございます。以上です。

(岸田教育長)

続いて、12ページ、井尻市民活動課長。

(井尻市民活動課長)

市民活動課長です。3番の学びの成果を活かせる社会教育についてです。これも生涯学習基本計画にうたっていますとおり、その基本的な指針において推進していきたいということでもあります。1つ目の年代に応じた様々な学習機会の提供については、1つ目の、これも継続事業でありますけれども、TAMBA地域づくり大学というものを置きまして、これによって、地域のリーダー的な存在、活躍できる人材を育成していきたいということです。これは、学んだ成果を、地域課題を学ぶことや、その解決方法を学ぶことで、地域づくり型の生涯学習を浸透させていきたいということがあります。

高齢者教育におきましても、教養講座、TAMBAシニアカレッジの開講を思っておりますが、学んだことを地域に生かしていただきたい、そのような視点において、個別に検討いただけるようなゼミ形式の内容でありますとかを挙げてはありますが、アクティブシニアの暮らし方という、どういふことをすると自分達の活動が地域の役に立つかを改めて考えていただくような場を持ちたいと思っています。

2つ目の地域主体の学習の場づくりについては、これは、自ら学ぶ人達を、学び力を継続させていきたいということでもあります。理由としては、目立ったことはありませんが、従来どおりの地域自治組織におけます自治公民館活動の浸透している地域での人権学習でありますとか、地域の課題を解決するような研修等に使っていただけるような交付金を予定しております。

高齢期の生きがいづくりという点におきましては、自分達が学ぼうとしている方々、高齢者学級などがありますので、そういった方々を支援していくことで、友愛活動でありますとか、先ほど申し上げましたような地域活動に参画していただくような機会をどんどんつくっていききたいということです。

3つ目でございますが、市民による公益活動への支援ということにつきましては、10月に開設しました市民活動支援センターにおいて、様々な活動を行っていただいております。テーマ型の団体でありますとか、地域組織に情報を提供させていただくことなどを推進しながら、地域づくりや市民が主体となった活動を支援していきたいところです。レジュメは※印で、いろいろなことを書いてはありますが、まずは側面支援、そして、活動の伴走

支援のようなことをどんどん続けていきたいという形で、学びの成果を生かせる社会教育の活動を整えていきたいと考えております。以上でございます。

(岸田教育長)

13ページ、長奥植野記念美術館副館長。

(長奥植野記念美術館副館長)

植野記念美術館副館長の長奥です。4番の文化芸術に親しむ心豊かな市民生活の醸成ということで、四角1、美術館事業の充実でございます。これにつきましては、質が高く、館の個性を活かした展覧会の内容を充実し、多くの人々が美術館に親しみをもち、集える企画事業を開催したいと思っております。その中で、関連事業も含めて、創意工夫を重ねて、集えるような、たくさんの方が来館できるような企画展を開催したいと思っております。

それと、学校教育やPTA、子ども会活動との連携を強めて美術館での学びの輪を広げていきたいという考え方を持っております。美術館については、受け身的なところがありましたけれど、今後、職員が率先して、美術鑑賞の内容の充実を図って受け入れ体制を整えてやっていくという形で、現在考えているところでございます。それと、地域に開かれた美術館として、地域での活動中の作家の紹介展や、今年、調整をしておりますが、安田虚心の関係の丹波地域ゆかりの物故作家の作品の収集及び紹介にも努めていきたいと考えているところでございます。

(岸田教育長)

高見文化・スポーツ課長。

(高見文化・スポーツ課長)

文化・スポーツ課長、高見です。続きまして、文化ホール事業の充実でございます。全ての市民が等しく気軽に文化芸術の鑑賞・体験が出来る機会の充実を図るために、様々なホールイベントを、特色あるホールイベントを開催するというところでございます。3つの拡充施策がありますけれども、1つ目は、バンドフェスタでの「ジュニアステージ」の開催等、また2つ目は、バンド・ピアノ・ダンス・和太鼓のフェスタの充実、3つ目は、高校生企画の卒業ライブ、ライフピアDEクリスマス、0歳からのコンサート等を充実してまいります。学校教育以外で、子どもを育てていくと、先ほどの計画のとおりでございます。

また、市展開催事業の拡充でございます。文化芸術活動への参加の促進を図るということで、丹波アートコンペティション、丹波市展での入賞作品を、植野記念美術館で展示することによって、創作活動のモチベーションアップに努めてまいります。また、アートコンペティションと併せまして、若手の芸術家の発掘・育成に取り組むということで、美術講座といたしまして、「アートのスパイス」を新たな取組として行っていくというところでございます。中高生18人を定員といたしまして、2日間に分けて彫刻の講座を実施する予定にしているところでございます。以上でございます。

(岸田教育長)

14ページのほうへ移ります。

長奥中央図書館副館長。

(長奥中央図書館副館長)

中央図書館副館長の長奥です。まず1、多様な図書館サービスの提供でございます。これにつきましては、今年で隣接する地域の広域貸し出しサービスが整いました。それに伴って、さらに多くの資料を有効利用していただくためのサービスの充実に努めていきたいと考えているところです。その中で、隣接の市町の職員の合同研修会の開催等を予定しているところ

でございます。

それと、3市連携によります関係につきましても、企画展示や特設コーナーの開設を行っておるところですが、今回、令和2年度も大河ドラマ「麒麟がくる」の特設コーナーを開設したいというような考え方を調整しているところでございます。

2の市民協働による図書館運営の推進でございます。これについては、現在、図書館サポーターの養成講座を開いて、登録サポーターを増やしながら、今まで以上に気軽に参加できるような活動内容の充実を図っているところですが、さらにそういうところを対応していきたいというふうを考えております。

3番、子ども読書活動の推進でございます。これにつきましては、子ども司書養成講座を引き続き開催しまして、子どもの読書活動リーダーを育成していきたいと、その中で、地域での活動参加の機会をさらに増やしていきたいと考えているところです。学校図書館サポーターとの連携を図り、学校と図書館がさらに連携・協力できるような資料や情報を提供していきたいと考えております。

また、図書館職員が小中学校や認定こども園へ出向いて、読書活動の支援を積極的に行っていきたいと考えております。それと、国及び兵庫県の子ども読書活動推進計画や1次、2次の丹波市の子ども読書活動推進計画での取組成果や課題を踏まえて、令和3年度から5カ年計画の予定をしております丹波市子ども読書活動推進計画（3次）ですが、その策定に向けて対応していきたいと考えているところでございます。以上です。

(岸田教育長)

15ページ、長奥文化財課長。

(長奥文化財課長)

6番、歴史文化遺産の保存・活用と継承でございます。市内の歴史・文化遺産の調査及び活用でございます。これにつきましては、文化財保護法に基づく兵庫県の文化財保存活用大綱が、作成されている中でございます。その中で、丹波市におきましても、指定・未指定の文化財保存活用を目的にした文化財保存活用地域計画の策定に向けて、地域に残る歴史資料の掘り起こしを進めていきたいと考えております。それと、平成19年度から進めてきました歴史的建造物の悉皆調査が今年度で完了しております。そして、今、図書の作成に努めているところでございますが、その調査結果の概要を含めて、講演会等を開催したいという計画を予定しております。

それと、歴史講座の開催でございます。神戸大学大学院人文研究科との連携事業でございます歴史講座を年6回開催し、市民の関心を高めていきたいと考えております。

2の指定文化財の保護でございます。これにつきましては、黒井城跡の遺構と安全対策の工事については、今年度より実施しておるところですが、令和2年度においても、崩落が懸念される岩盤等の工事を行いたいと考えているところでございます。それと、指定文化財の修復や民俗芸能などの活動に対しても補助事業による支援を拡大させていきたいと考えております。

3番の歴史民俗資料館等の充実でございます。これにつきましては、歴史文化に触れる場として、積極的に歴史民俗資料館等への校外学習を受け入れるなど、ふるさと意識の醸成をしていきたいと考えております。

リニューアルオープンが令和3年3月という形に変わりましたが、これに伴って、期間に若干余裕ができたという中で、ワークショップなどプレイベントとしての企画運営を計画して、オープンの機運を高めていきたいと考えているところでございます。

それと、大河ドラマ「麒麟がくる」の放映記念ということで、令和2年

度も黒井城に関する講演会を開催したいと考えておるところです。これにつきましては、9月5日、NHK関係の城郭の解説者で御存じかと思いますが、千田嘉博先生、奈良大学の教授をされておりますが、その先生にお世話になって、講演会をしたいと。黒井城跡の状況をお話しただけるといふ予定をしているところでございます。併せて、令和2年度においても、市内の城郭関係の紹介を中心とした企画展を開催したいと考えておるところでございます。

あと、丹波市の生涯学習施設整備方針に基づいて、歴史民俗資料館の将来のあり方を引き続き検討していきたいと考えているところでございます。以上です。

(岸田教育長)

16ページ、宇瀧人権啓発センター所長。

(宇瀧人権啓発センター所長)

人権啓発センター、宇瀧です。豊かな人権文化を創造する人権教育ということで、人権尊重の社会を築くためには、人権課題を自分のこととして捉えて、具体的な行動や取組を行うことが大切であると考えていますので、それに向けた取組を、3点、記載しております。

まず1点目は、市民主体の住民人権学習の推進です。これまでから各自治会のほうで学習会のほうを実施していただいておりますけれども、今後も継続して実施していただく、また、より内容を充実したものにさせていただくために、引き続き支援を行っていきたいと考えています。

具体的な内容としましては、情報や教材を提供すること、また、実施方法や学習方法の助言を行うことです。また、2つ目の四角になりますけれども、研修会を開催しまして、学習会の手法や教材の活用方法などの説明を行っていきたくと思っています。また、利用していただく一つの方法として、各課が出前講座等を実施しておりますけれども、例えば、高齢者の関係とか、障がい者の方の関係とかといった講座もありますので、そういうことを活用していただこうというような、案内等もしていきたいと考えています。

また、主体的に実施していただきたいとは思っておりますけれども、やり方がちょっと難しいと言われるところに対しては、自治会からの依頼に応じまして、支援者が学習会に参画していくという支援もとっていきたくと考えています。

また、2つ目の項目としましては、地域・学校における人権学習の推進です。1つ目の四角のところですが、これも引続きになりますけれども、市内各中学校区を対象とした地域人権教育授業を企画して実施していただき、学校を中心に、また地域も含めながら、人権教育、社会教育としてやっていただければと思っております。

また、2つ目の四角のところですが、市内の中学生が一堂に会して交流して、学習を深めていく中学校人権学習交流集会を引き続き開催していきたいと思っています。

また、3点目ですが、職場などにおける人権学習の推進です。住民人権学習は、実際の所、どうしても年代が偏っているところもあります。高齢の方が多いた所もありますので、こちらのほうで企業とか事業所での人権尊重の取組を進めるという点もありますけれども、それに加えて、若い世代も含めた様々な世代の学習機会の提供ということも職場などの人権学習で語ることができるのではないかと目的も含めまして、この推進に取り組んでいきたいと思っております。人権に関する情報提供ですとか、講師派遣等、そういう制度をぜひ活用いただくように進めていきたいと思っております。以上です。

(岸田教育長)

一旦ここで切ります。今の説明の中で、御意見、御質問等ありましたらよろしくお願いたします。10ページから16ページの間でよろしくお願いたします。

出町委員。

(出町委員)

教育委員の出町です。10ページの四角の2番、「コミュニティ・スクールの熟議の充実」と書いてありますけれども、これは、具体的に、どういうふうなイメージを持たれているのかをお聞きしたいなと思っているのですけれど。何か外部の講師を入れていくのか、それとも、他の先進的にやっている、地域との情報共有などをするることによって、充実を図っていくのか、その辺の計画をお聞かせいただければと思います。

(岸田教育長)

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。コミュニティ・スクールの熟議の充実につきましては、まだ具体的に外部講師を招いてということまでではないですけれども、今年度もこの2月末に連絡協議会等も開催され全小学校に学校運営協議会が設置できたという中で、特に地域や家庭の役割、当事者意識を持っていけるような熟議を年間どこかで開催をしていっていただきたいというようなお願もする中、各小学校、あるいは、今後の中学校での取組を充実させていきたいと、今のところは考えております。以上です。

(岸田教育長)

出町委員。

(出町委員)

教育委員の出町です。ありがとうございます。各学校によって、大分、熟議の進め方にばらつきがあるということも聞いていますので、どういう方がファシリテーションというか、コーディネートしていくかということにもよると思いますけれども、そういう方々同士の研修会とか、そうはされているかわからないですけれど、そういったことの充実に向けては、非常にいいのかなと思いますので、そういったことも踏まえて御検討いただけるといいかと思います。

(岸田教育長)

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

毎年、地域とともにある学校づくり、学校について考えるフォーラムを実施していますけれども、今の委員の講師を招いて、それぞれの教職員とか、あるいは学校運営協議会委員さんであったり、それぞれのファシリテーションの力を高めるような話もしていただいたりしているのですが、次年度には、さらにそういった対象を広げたり、来ていただく講師についても、さらに工夫を重ねながら、本当にファシリテーションであったり、そういったつなげるような力を身につけていただけるような講座内容も工夫して、教育総務課とも連携しながら進めていきたいと考えております。以上です。

(岸田教育長)

今、出町委員言われたように、まだ熟議のほうも温度差があるので、ある程度、四柳さん、青木さんに来てもらったような一つのモデルをつくっていく必要があると思う。2月1日に、また上田真弓さんにお越しいただいて、南小学校で2時半から姫路の先生方も招いて熟議をやるということで、そういったことを私のほうとしては、コーディネーターを連れてきて、地域の方にも出ていただいて、そういうことを継続するということが非常に大事ではないかなと思っています。またそのあたり、人材についてもま

た情報をいただければと。できれば、定例で持ったほうがいいのかなど。いろいろな方のいろいろなパターンを見るのも大事ですけども、ある程度ファシリテーションというのは、もう実際、私自身も1年ほど以前に訓練を受けて、初めてできるようになっていますので、そういうようなことも非常に必要でないかなど。簡単にファシリテーションというのは、なかなかできるものではないので、学びの機会をどうつくるか、具体的にまた担当課に指示をしていきたい。

他にありませんか。よろしいですか。

暫時休憩します。

(休憩)

(岸田教育長)

再開いたします。

17ページからお願いをいたします。

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

次長兼学校教育課長の足立でございます。それでは、3、学びを支える環境の整備について御説明いたします。資料17ページをご覧ください。

まず、1点目の重点施策としましては、地域とともにある学校づくりの推進についてでございます。これについては意見をいただいている状況ですけれども、これからは学校教育だけでなく、家庭も地域もそれぞれが役割を再認識し、子どもの成長に関わる当事者として市民総がかりで取り組む必要があると考えております。そのために、コミュニティ・スクールの導入、内容の充実を中心に、「地域とともにある学校づくり」を一層進めてまいりたいと考えております。

コミュニティ・スクールの充実及び導入促進から、地域学校協働活動推進員の人材発掘と配置の二つの方針をもって、具体的な取組を展開してまいります。まず、全小学校への導入が完了し、本格的に取組が始まっております。ほとんどの学校でどんな子どもに育てたいのかというめざす子ども像の共有が図られていますので、今後は学校や地域の課題を共有し、それを協働して解決していくことによって、学校運営協議会の持つ役割の重要性を高めていきたいと考えております。

また、当事者意識を高めるためにも、先進校のモデルの紹介、先ほど教育長のほうから、南小学校で地域と学校の協働を考えるという取組をされるということですので、そのような取組等も参考にさせていただきながら、モデルの紹介をしたり、あるいは、教育長のほうから講師の固定というようなこともありましたけれど、講師等を活用したりしまして、内容を工夫したフォーラムを開催してまいりたいと考えております。

また、「地域とともにある学校づくり」に向けては、学校教育を中心にした取組だけではなく、先ほどからも話題になっておりますように、社会教育の側面からも取組が必要な状況になってくると考えております。そのために、地域学校活動推進員の人材発掘と配置のほうを進めてまいりたいと思っておりますので、その辺の点について、教育総務課長のほうより説明のほうをお願いしたいと思います。

(岸田教育長)

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。四角2番の地域学校教育活動推進員の人材発掘と配置のところにつきましては、資料記載のとおりでございますが、令和2年度から新規施策として取り組んでまいりたいと考えております。令和2年度には、この推進員を6校に配置し、学校運営協議会と地域活動、

あるいは市民活動をつないでいくことによって、その推進員を中心に地域でのネットワークを広げていきたいと考えております。

下のイメージ図でいうと、右の中央ぐらいに地域学校活動推進員を配置して、ここが学校と、あるいは地域をつないでいくというようなイメージで取組をしていきたいと思っておりますので、この人材発掘につきましては、またまちづくり部などとも連携をしながら、人選をしていきたいと考えております。以上です。

(岸田教育長)

18ページ、足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

引き続き、次に2点目の重点施策としまして、教職員の資質・能力及び学校の組織力の向上について説明させていただきます。

一人ひとりの資質・能力の向上、学校の組織力の向上、働き方改革の推進の3つの方針に沿って、具体的な取組を展開してまいりたいと思っております。

まず、新学習指導要領の本格実施に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくりと促進が一層重要になってきます。そのために教師力スキルアップセミナーを中心に経験豊富なベテラン教師等、講師を招くなど、ライフステージに応じた研修内容の質の向上を図ってまいりたいと考えております。

それから、重点項目の2つ目としまして、働き方改革の推進でございます。まず、これにつきましては、喫緊の課題とこちらも認識しておりますので、教職員が心身ともに健康を保ち、元気で児童生徒一人ひとりと向き合える環境とやりがいを持って職務に従事できる環境を確保するために、全小中学校への留守番電話の設置を本格的に進めてまいりたいと考えております。2点目としまして、業務の効率化や事務作業の負担軽減のために、スクール・サポート・スタッフを設置するとともに、業務改善計画の策定、業務削減目標の設定を行い、業務改善、学校での教職員の担う業務の明確化、適正化を促進していきたいと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

(岸田教育長)

前川学事課長。

(前川学事課長)

学事課長、前川です。19ページ、3番目の学校給食の充実でございます。まず1点目に、効率的な施設及び厨房機器の更新、それから、2点目として、学校給食費の徴収、それから3点目で、学校給食における地産地消の推進、これを継続施策として記載のとおり進めてまいりたいと考えております。

それから、20ページ、4番の安全・安心な学習環境の整備・充実でございます。まず1点目に、安全で安心な学校施設整備の推進ということで、重点項目として、第5次学校施設整備計画に基づいた学校整備を推進してまいります。2点目として、通学路などの安全対策でございますが、こちらも継続施策として取り組んでまいります。3点目に、ICT機器の適切な維持管理と計画的な整備の推進ということで、重点項目としまして国のGIGAスクール構想、つまり一人一台コンピュータ、それから、高速大容量の通信ネットワーク、これの実現に必要なICT環境の整備を計画的に実施してまいります。こちらについては、令和5年度までの計画的な実施ということで取り組んでまいります。それから、4点目の情報セキュリティの対策強化につきましても、継続施策としまして、続けて取り組んでまいります。以上でございます。

(岸田教育長)

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。それでは、5の学校の適正規模・適正配置の説明をさせていただきます。まず1番の小中学校の統合では、山南地域と市島地域での取組を記載しています。山南地域市立中学校統合につきましては、今年度に策定する基本計画を基に校舎の基本設計、実施設計に取りかかります。また、統合準備委員会では、三つの部会を中心に統合に向けた具体的協議を引き続き行います。市島地域においては、5小学校の統合について協議する場を設置し、統合の是非について検討し、結論を出していただくこととします。

2番の丹波市立学校適正規模・適正配置基本方針の見直しでは、今年度と来年度にかけて現在の適正規模・適正配置基本方針を見直し、今後10年間の指針としていきます。また、見直しの中で、義務教育学校、小中一貫校、遠隔教育についても検討してまいります。

引き続いて、6番の教育委員会活動の活性化ですが、1のタイムリーな情報発信、2の自己点検・評価の有効活用は、今年度同様の取組を継続して行っていくこととなります。3の関係機関との意見交換と連携強化では、最後に記載をしております、教育長報告の中にもありましたが、現在、世界で活躍されている学識者を行政教育アドバイザーとして依頼し、市政及び教育行政に係る政策課題へのアドバイスや学校での授業参観、教育委員会連合会、校長会、PTA連合会などの研修の機会での広報を通じて、予測困難な時代に対応した教育行政を展開していきたいと考えております。アドバイザーには、丹波市出身で現在、丹波篠山市在住のカーネギーメロン大学教授の金出武雄先生に依頼させていただき予定でございます。以上で説明とさせていただきます。

(岸田教育長)

それでは、説明が終わりました。17ページから22ページまで、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

横山委員。

(横山委員)

教育委員の横山です。20ページ、すみません、GIGAスクール構想というのをもう少し具体的に、何年度にこうしてみたいなものがあるのか、それをこれからつくるのか、そのあたりを教えてくださいたいと思います。

(岸田教育長)

前川学事課長。

(前川学事課長)

学事課長、前川です。GIGAスクール構想ですけれども、こちら、昨年の12月に国のほうで決定をされた計画でございます、まだ詳細の所、実はわかっておりません。実際に国のほうでは、一人一台コンピュータということで、小学生であればタブレットを一人一台、中学生についても同様でございます。それに対応する無線LAN等の整備をこれからしていかなければいけないという状況ではありますが、タブレットの購入等につきましては、県のほうで一括購入というような方針が出されておりますので、その購入方法、細かい所はこれから出てくると考えております。

それから、国のほうでは、補正予算を組みまして、今年度の補正ということで、学校施設内の高速大容量の通信ネットワークということで、無線LANの環境整備の予算がつくだろうということで、それに対応する来年度の工事の準備を進めているという段階でございます。

それから、現在、学校に備えてありますパソコン、3クラスに1クラス分のパソコンが備えてありますが、その更新年次にもなっておりますので、それも併せてしていくということで、2つ、GIGAスクール

構想と、それから、現在あります機器の更新を計画的に令和5年度までには終わりたいということで、GIGAスクール構想の最終年度が令和5年ということになりますので、そちらに合わせて整備を進めているという内容でございます。内容的に詳細がまだはっきりとしていないところもございますが、説明とさせていただきたいと思っております。以上です。

(岸田教育長)

補足すると、国の総務省、経産省と文科省と3省連携で、一人一台の環境をつくるということで、文科省はこれまで、三人に一台という方針でしたが、それではいけないということで、12月13日だったと思っておりますけれど、閣議決定して、12月23日に国の説明会で、1月10日に兵庫県の説明会があり、要綱がまだでき上がっていないのですが、要は、高速通信、一人一台のパソコンが一斉にインターネットでアクセスしてもとまらない、快適につながるネットワークをまず整備しましょう、その上でタブレットをやりましょうということで、今、国が出しているのは、ウィンドウズ、iPad、クロームブック、この3つの中から選びなさいということになっています。今年その補正で小学校5・6、中1、2年度が中2、中3、3年度が小3、小4、それから、その次が小1、小2という、3年間含めて、小学校1年生から中学校3年生まで1人のタブレットを持つということです。

兵庫県の県立高校については、ウィンドウズタブレットを入れることを決めたようで、令和4年からは、BYOD、家で買っているのを持ってきなさいという形をとる方向で、今、調整をしているということです。義務については、いろんな御家庭がある中で、BYODがちょっと難しいかなという、丹波市についても今後、更新をしていかなければいけない、その更新時期については、一切国は、今のところ、補助しませんと書いていますので、その後が今後、大きな課題になろうかと考えています。その補正については、今日から財政のヒアリングが始まる予定と聞いていまして、28日が教育委員会の査定ということです。以上、補足です。

他、ありませんでしょうか。

中村委員。

(中村委員)

教育委員の中村です。18ページのスクール・サポート・スタッフの配置ですけれど、こちら、週に何日で何時間ぐらい、どのように募集されるのでしょうか。

(岸田教育長)

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

次長兼学校教育課長の足立でございます。スクール・サポート・スタッフについては、会計年度任用職員ということで、週3日間程度で、1日4時間ぐらいの内容で進めていきたいと思っておりますが、すべての学校に配置するというわけではございません。学校の働き方改革の現状を考えていただいたときに、やはり新しい人員を増やすということで、先生方がどうしても子ども達にこの業務をしてあげたいという意識が働きますので、そこに、スクール・サポート・スタッフにそれをやってもらいたいという発想では、やっぱり業務改善が進まないと考えておりますので、基本的に、考えておりますのは、6校程度の学校に3年間限定でスクール・サポート・スタッフを配置することによって、学校の中で、教師がやらないといけないような、あるいは、地域の方に担ってもらえる業務をきちんと整理をしていく、その配置をしていくことで研究を進める事業としてこのスクール・サポート・スタッフを配置していくところを考えているところでございます。何とか業務改善を進めていって、そこで最終的にはコミ

ユニティ・スクールを通して、そういう業務を地域の方に担っていただく、あるいは、配置していない学校についても、その成果を普及していくといった内容で考えているところでございます。以上です。

(中村委員)

募集は一般の方に。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

そうですね。その人選については、こちらで選考するのか、まだはっきりしていないところがありますので。

(岸田教育長)

よろしいですか。他にありませんでしょうか。
出町委員。

(出町委員)

少し前のことですが、14ページの所で、「暮らしにとけこむ図書館づくり」の話の所ですけれども、先日、ちょっと前に、市民プラザのスタッフの方が主導で、中央図書館と、あと、民間のそういった本を読める環境づくりを進めているようなメンバーと、何か意見交換会みたいなことをされたというようなことで聞いていて、僕も、細かいチラシをいただいたぐらいのことですけれども、それは、図書館づくりというか、本を読める環境をどういうふうこれからつくっていくのかということを進めていくような事業だったと思いますけれども、市民プラザと中央図書館の管理者も関わっていらっしゃる事なので、非常におもしろい取組かなと思っております。今回、図書館づくりの中でそういった話は入っていないですけれども、そこら辺、市民活動課と図書館のほうと、そういった連携が、図れているのか、市民プラザのほうで一方的にやられているのかというのはわからないですけれども、せつかくの機会なのでその辺連携をとりながら、何か事業としてもやっていかれるといいのかなと思いますけれども、どういう状況か、お聞かせいただければと思います。

(岸田教育長)

井尻市民活動課長。

(井尻市民活動課長)

この前実施した内容については、図書館長と担当係長と、それとうちの市民活動が担当しています小島副課長など行政職員が主導で調整させていただいて、その中に市民活動支援センターのスタッフの方にコーディネートいただいて調整いただいたというところで、まずはそういういろいろな話を聞くところから、何か活用できることがないかという始まりの会というところでした。詳細について、私、全部出ていないのでわからないのですけれども、これからも図書館と市民活動課と市民プラザが連携しながら、この事業について検討していきたいなということは申しておりましたので、次年度以降も継続されるのではないかと考えております。

(岸田教育長)

もし、そのあたり書き込めるのであれば、良い事業なので、僕のほうも認識していませんでしたので、14ページのどこかにそういう事業が書き込めれば、新しい取組になるかなと思います。

他にありませんか。

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

先ほど私が発言しましたことの訂正をお願いしたいのですけれども、週12時間程度という話をしましたけれど、週15時間程度で、ある程度学校の実情に応じて弾力的に運用が可能なので、その点、訂正させていただきます。よろしくお願ひします。

(岸田教育長)

週3日、4時間程度ではなくて、15時間程度ということですね。スクール・サポート・スタッフ。よろしいですか。

他にありませんか。

深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者)

深田です。17ページの地域学校協働活動推進員が6校に配置されるということ、それから、先ほどのスクール・サポート・スタッフの将来像等、考えていくと、ここ2つが重なっていくような方向性が見えると。もちろん、当初の業務は全部違うものだろうと思いますが、このあたり、住みわけ、整合性、将来への構想というのは、どういうふう考えられておられるか、聞きたいのですが。

(岸田教育長)

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課、足立です。この地域学校協働活動推進員については、令和2年度は6校と書かせていただいています。将来的にはすべての学校運営協議会、各小中学校へ配置をしていきたいと考えておりますのと、先ほどのスクール・サポート・スタッフにつきましては、これは期間を限定してといった取組になってこようかと思いますが、一定の年限、あるいは、例えば3年でも業務改善が図れたら切っていくというようなスタッフになってこようかと思いますが、そこで業務改善を図りながら、コミュニティ・スクールで働き方改革につながるような取組を継続してやっていくということで、住みわけというより、一時的には重なる部分もあるかもわかりませんが、将来はこちらへシフトしてくると今は考えております。

(岸田教育長)

全然意味が違って、整理させてもらいますと、地域学校協働活動推進員というのは、運営協議会の中で決まったことを形にするために地域の人を探してきたりして、コーディネートして、実際の形をつくっていくものであり、スクール・サポート・スタッフというのは、あくまでも働き方改革の中で先生方のお仕事をお手伝いする人を雇うということです。いずれスクール・サポート・スタッフというものの役割を、例えば、地域コミュニティの中で力を貸しましょうというようなものになれば、このコミュニティ・スクールから誰かがその役割を担ってくれるといいですねということで、そもそも役割そのものも推進員も、サポートスタッフは、全く別物ですので、そのことだけ、重なることは一切ありませんので、よろしく願いします。

深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者)

深田です。今、教育長の話で、よくわかりますけれども、丹波市の各学校がコミュニティ・スクールを進めていく段で、調整役が必要になってくる可能性は強い、学校でもいろいろな負担が大きくなるでしょうから、そのあたりの視点を持ちながら、いろいろな役職の方を活用いただければありがたいなという思いです。よろしく願いします。

(岸田教育長)

他ありませんでしょうか。

なければ、採決のほうへ移りたいと思いますが、当初、深田教育長職務代理者からあった質問は後日、ちゃんと返していただくこと、それから、先ほど出た市民プラザと図書館との連携事業も、もし書き込めるのであれば書き込んでいただくことも入れて、採決をさせていただきたいと思いません。

議案第5号、令和2年度丹波市の教育～実施計画～についてを採決をい

たします。

同意される委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

(岸田教育長)

ありがとうございました。全員の挙手を認めます。

よって、議案第5号、令和2年度丹波市の教育～実施計画～についてを承認いたします。

日程第6

その他

(岸田教育長)

日程第6、その他に入ります。その他、各課から連絡事項はありませんでしょうか。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。その他としまして、市島地域の小学校の取組について、口頭になりますが、報告をさせていただきます。

昨年12月7日、14日、そして、今年の1月10日に市島地域の認定こども園及び小学校保護者を対象にした意見交換会を開催しました。会のほうでは、市島地域のこれからの教育を考える会からの提言内容を説明し、質疑応答や意見交換を行いました。今後、統合について、協議の場を設けることについては、概ね理解が得られましたので、今後、明後日、1月29日に開催されます市島地域自治振興会の会長会に仮称ではありますが、小学校統合検討委員会の設置について御相談をさせていただくというように予定で考えております。報告とさせていただきます。以上です。

(岸田教育長)

今の点、何か質問ありますか。よろしいですか。

他に課からの説明、連絡事項はありますか。

なければ、この項を終わります。

日程第7

次回定例教育委員会の開催日程

(岸田教育長)

日程第7、次回定例教育委員会の開催日程について、事務局からお願いします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。次回の定例教育委員会は、2月21日金曜日、午前10時からでお諮りをします。午前9時から、追って案内が行きませんが、総合教育会議が予定をされておりますので、その後の午前10時からの開催でお諮りをします。会場につきましては、市役所山南庁舎教育委員会会議室での開催をお願いいたします。事務局からは以上です。

(岸田教育長)

今、提案がございましたが、御都合は大丈夫でしょうか。

それでは、次回定例教育委員会、2月21日金曜日午前10時からということで、9時から10時までは総合教育会議を開催するということです。よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、全日程が終了いたしましたので、遅くなりましたけれども、本日の定例教育委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。